

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月24日
【事業年度】	第47期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社アイネス
【英訳名】	INES Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 泰彦
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045(912)5500(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 梶浦 寛
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045(912)5500(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 梶浦 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高(百万円)	37,363	38,044	42,992	40,894	37,946
経常利益又は経常損失() (百万円)	429	1,848	910	1,597	1,871
当期純利益又は 当期純損失()(百万円)	2,079	3,221	162	3,619	1,529
純資産額(百万円)	56,101	51,582	50,841	45,826	45,959
総資産額(百万円)	69,752	66,024	65,117	59,950	60,446
1株当たり純資産額(円)	1,203.18	1,123.81	1,133.84	1,061.84	1,125.10
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 ()(円)	43.84	69.74	3.59	81.91	36.46
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	80.4	78.1	78.0	76.3	75.8
自己資本利益率(%)	3.6	6.0	0.3	7.5	3.3
株価収益率(倍)	24.1	12.9	211.7	6.0	14.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	1,933	1,353	2,552	4,622	7,090
投資活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	243	696	2,487	2,018	1,557
財務活動によるキャッシュ・ フロー(百万円)	2,764	1,062	932	1,389	1,295
現金及び現金同等物の 期末残高(百万円)	15,575	15,170	14,301	15,516	19,755
従業員数(人)	2,024	2,085	1,846	1,844	1,850

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 平成19年3月期及び平成21年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 平成17年3月期、平成18年3月期及び平成20年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高(百万円)	30,194	30,302	34,621	36,088	33,617
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,247	2,656	281	1,193	1,636
当期純利益又は 当期純損失()(百万円)	2,191	3,635	358	3,877	1,400
資本金(百万円)	31,457	31,457	31,457	31,457	31,457
発行済株式総数(千株)	51,895	51,895	51,895	50,000	48,000
純資産額(百万円)	55,539	50,616	50,039	44,757	44,769
総資産額(百万円)	66,716	62,459	62,987	57,426	58,011
1株当たり純資産額(円)	1,191.31	1,103.04	1,117.51	1,038.90	1,097.71
1株当たり配当額(円) (内1株当たり中間配当額 (円))	10.00 (5.00)	- (-)	7.50 (-)	- (-)	10.00 (3.00)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 ()(円)	46.01	78.37	7.92	87.76	33.37
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	83.3	81.0	79.4	77.9	77.1
自己資本利益率(%)	3.8	6.8	0.7	8.2	3.1
株価収益率(倍)	23.0	11.5	96.0	5.6	16.1
配当性向(%)	-	-	94.7	-	30.0
従業員数(人)	1,514	1,525	1,524	1,507	1,506

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 平成19年3月期及び平成21年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 平成17年3月期、平成18年3月期及び平成20年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【沿革】

年月	沿革
昭和39年7月	(株)協栄計算センターとして協栄生命保険(株)(現ジブラルタ生命保険(株))より独立。
昭和43年6月	地方自治体向け、住民情報システム開発。
昭和44年4月	ソフトウェア技術部門設置。
昭和48年4月	北関東支社(現関東データセンター)開設。
昭和48年10月	札幌支社、大阪支社、名古屋支社開設。
昭和49年3月	本社・北関東支社(現関東データセンター)間に通信回線設置。
昭和50年2月	仙台支社(現東北支社)開設。
昭和50年10月	(株)協栄データサービス(現(株)KDS)(現連結子会社)を設立。
昭和51年3月	岡山支社(現広島支社に統合)開設。
昭和51年6月	福岡支社開設。
昭和58年8月	全国主要都市を結ぶネットワーク(KICNET)を構築。
昭和59年8月	(株)アイネスに商号変更。
昭和60年4月	電気通信事業法に基づく、一般第二種電気通信事業を開始。
昭和62年2月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
昭和62年6月	高津事業所(アイネスコミュニケーションプラザ)開設。
昭和63年3月	電気通信事業法特別第二種電気通信事業者として郵政省(現総務省)に登録。
昭和63年12月	システムインテグレータとして通商産業省(現経済産業省)に登録、認定を受ける。
平成元年6月	本店所在地を神奈川県川崎市高津区二子六丁目13番10号に移転。
平成2年3月	大阪証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成2年8月	(株)アイ・エス・エス(現連結子会社)を設立。
平成2年9月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定。
平成3年5月	横浜市に総合研究所(現本社)開設。
平成7年3月	特定システムオペレーション企業として通商産業省(現経済産業省)に登録、認定を受ける。
平成7年7月	本店所在地を神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号に移転。
平成9年12月	アウトソーシング分野でISO9000シリーズの認証を取得。
平成10年10月	(株)コルネットと合併、幕張事業所を開設。
平成11年2月	プライバシーマーク認定を受ける。
平成11年9月	(株)シー・オー・シー(現連結子会社)を設立。
平成11年12月	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)と資本・業務面で提携。
平成12年3月	港区赤坂事務所社屋を取得し、本社機能を集中。
平成14年1月	静岡支店開設。
平成14年3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の適合認証を取得。
平成14年12月	(株)INPM(現連結子会社)を設立。
平成16年3月	環境マネジメントシステムISO14001認証を高津事業所にて取得。
平成16年9月	日立ソフトサービス(株)(現(株)SKサポートサービス)(現連結子会社)の株式取得。
平成17年3月	ISMS Ver.2.0の登録更新及び全国13拠点へ拡大。
平成17年3月	環境マネジメントシステムISO14001認証を赤坂本社にて取得。
平成17年9月	新日本システム・サービス(株)(現連結子会社)の株式取得。
平成18年6月	事前警告型買収防衛策を株主総会の承認を得て導入。
平成18年12月	環境マネジメントシステムISO14001認証を大阪支社にて取得。
平成19年3月	ISMSをJIS Q27001:2006版に対応及び全国15拠点へ拡大。
平成21年1月	事業構造改革の一環として、管理部門を本社(旧総合研究所)へ移転し、赤坂本社に営業部門及び事業部門の一部を集約。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社6社で構成されており、事業内容は情報処理・通信サービス、ソフトウェア開発、システム提供サービス及びその他システム関連サービスであります。当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

なお、当社発行済株式総数の22.11%を所有している日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社は、当社のその他の関係会社であります。同社とは情報処理・通信サービス及びソフトウェア開発業務について取引関係があります。

(1) 情報処理・通信サービス

お客様のコンピュータ設備（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等を総称する。以下同意で使用）をお預かりして、または当社所有のコンピュータ設備を運用して、お客様の事業活動に関わる情報処理・通信業務を24時間・365日体制で代行するサービスであります。なお、このサービスの中には、ソフトウェアの保守、一部小規模な改修・改良等のメンテナンスに関わるサービスも含まれております。

（関係会社）株式会社 アイ・エス・エス、株式会社 シー・オー・シー、株式会社 SKサポートサービス、新日本システム・サービス 株式会社

(2) ソフトウェア開発

大手銀行や保険会社の基幹システム、中央省庁の行政システムなどのアプリケーションソフトウェアの開発やコンピュータや設備等ハードウェアを動かすための基本ソフトウェア、制御ソフトウェアの開発を行う事業であります。ソフトウェア開発に関わる各工程（分析、設計、プログラム開発、総合試験など）を一貫してお引き受けしております。また、ERPパッケージの導入やアドオン開発もこの事業に含まれております。

（関係会社）新日本システム・サービス 株式会社

(3) システム提供サービス

お客様に最適な情報システムを構築し、ご提供するサービスであります。コンサルティングから情報システムの企画、開発、試験、移行、最適なハードウェアやネットワークの調達・選定、業務移行までを総合的にお引き受けしております。また、ご提供したソフトウェア及びハードウェアの保守サービスも含まれます。具体的事例として、当社が長年蓄積した地方自治体業務のノウハウを活かした「WebRings」によるシステム構築があります。また、ご使用のシステム機器の増強や入れ替え等の機器販売も含まれております。

（関係会社）新日本システム・サービス 株式会社

(4) その他システム関連サービス

情報システム関連の付帯サービスを行う事業であります。具体的には、紙媒体から電子データを作成するデータエントリーサービス、ヘルプデスク、セキュリティ、パソコン教育などの上記(1)～(3)に属さないその他のサービスであります。

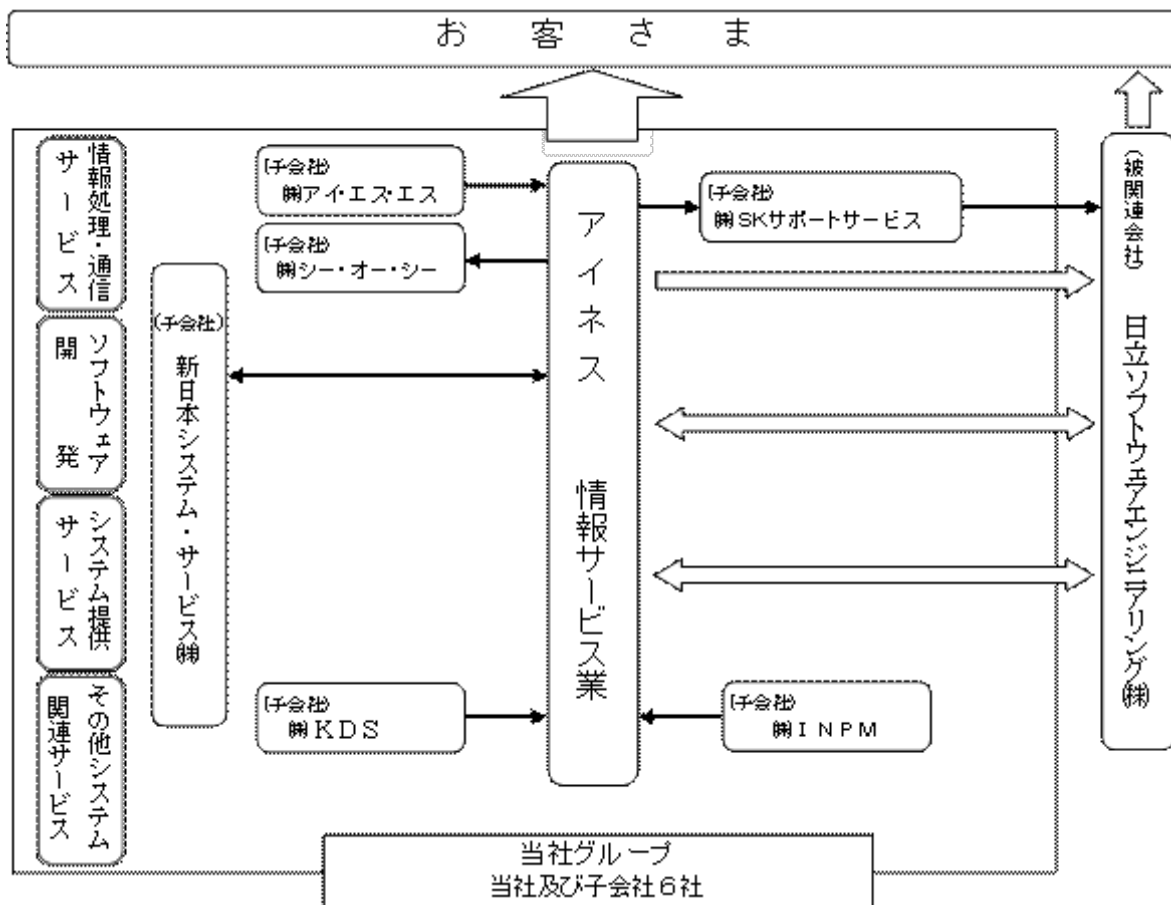
（関係会社）株式会社 KDS、株式会社 INPM

当社グループの事業区分を、(社)情報サービス産業協会が公表した「情報サービス産業における有価証券報告書の記載モデル」のサービスアイテムに基づき分類すると以下のとおりとなります。

事業区分	事業内容に含まれるサービスアイテム
情報処理・通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトソーシングサービス ・受託計算サービス ・VANサービス ・インターネット接続サービス ・ASP ・コンサルティング ・ファシリティマネジメントサービス ・オペレータ派遣 ・インターネットサーバー運用保守サービス
ソフトウェア開発	<ul style="list-style-type: none"> ・システムインテグレーションサービス ・受託ソフトウェア開発 ・システム技術者派遣 ・コンサルティング
システム提供サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・システムインテグレーションサービス ・受託ソフトウェア開発 ・システム化製品販売 ・ソフトウェアプロダクト仕入販売 ・機器・サプライ用品販売 ・コンサルティング ・ハードウェア保守サービス ・ソフトウェアプロダクト販売
その他システム関連サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・データ入力・データ保管業務代行 ・ヘルプデスクサービス ・セキュリティサービス ・調査・解析・研究・教育・出版 ・データ・コンテンツ提供サービス

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
その他の関係会社 日立ソフトウェア エンジニアリング(株) (注1)	東京都品川区	34,182	ソフトウェア開発 情報処理機器の 販売	被所有 26.0	情報処理サービス・ ソフトウェア開発の 受託及び委託, システム提供サービ スの受託及び委託 役員の兼任等.....有
連結子会社 (株)アイ・エス・エス	神奈川県川崎市 高津区	200	情報処理サービス 不動産管理	100.0	情報処理サービス 業務の委託 不動産管理業務の 委託 役員の兼任等.....無
(株)KDS	東京都港区	300	人材派遣 入力データ作成	100.0	入力データ作成業務 の委託他 役員の兼任等.....有
(株)SKサポート サービス	神奈川県横浜市 戸塚区	30	情報処理サービス	100.0	役員の兼任等.....無
新日本システム・ サービス(株)	大阪市福島区	60	情報処理サービス	90.0	役員の兼任等.....無
(株)INPM	神奈川県横浜市 都筑区	60	地方自治体の業務 プロセスに関する 調査・研究ならび にコンサルティング 業務	83.3	コンサルティング 業務の委託 役員の兼任等.....無
(株)シー・オー・シー (注2)	神奈川県川崎市 高津区	385	情報処理・通信 サービス	46.8	情報処理サービス 業務の受託 役員の兼任等.....有

(注)1. 有価証券報告書を提出しております。

2. 議決権の所有割合は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメントを記載していないため事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成21年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
情報処理・通信サービス	512
ソフトウェア開発	740
システム提供サービス	322
その他システム関連サービス	85
全社(共通)	191
合計	1,850

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、事業部門別に区分出来ない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,506	39.41	14.40	6,204,928

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与には社外から当社への出向者は含んでおりません。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は平成4年7月1日に情報産業労働組合連合会に加盟し、平成21年3月31日現在における組合員数は1,202名であります。

なお、労使間の問題もなく、労働協約の定めるところに従い健全な労使関係を保っております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（以下「当期」という。）におけるわが国経済は、米国サブプライムローンに端を発した、世界的な不況が深刻化の度合いを増し、米国大手証券会社の破たんを招き、わが国でも自動車産業を始め大幅な在庫・雇用調整が長期化する事態となり、不況は底が見えない状況が続いております。

一方、情報サービス産業を取り巻く環境も、年度前半こそ小康を得ておりましたが、年度後半に入り、システム開発計画の延期や中止はもとより、開発中の案件についても規模の縮小や凍結が行われるなど、前期までの堅調から一転して厳しい状況となりました。

このような市場環境の下で当社グループは、事業構造改革に着手し、市場環境に柔軟に対応しお客様の動向に応じて機敏に行動できるよう、各営業本部を内包した事業部制を導入いたしました。これにより製販一体となった営業活動が可能となり、当下期には首都圏の地方自治体からの大口受注を確保するなど成果を上げ始めております。組織面では、品質保証部を独立部門とし、また技術部の充実を図り、製造部門においては自己改革を推進することにより、品質の向上と不採算案件の撲滅に努力してまいりました。

これらの結果、当期の業績は、期初より見込んでいた前期に生じた一時的な増収の減少影響に加え、不況によるグループ会社各社の減収により、売上高は、379億46百万円と前期比29億47百万円の減収となりました。なお、当社単体の売上高につきましては、前期比24億71百万円減の336億17百万円となりました。

また、営業利益は、17億75百万円と前期比2億55百万円の増益となりました。これは、不採算案件の撲滅に注力したことやデータセンター関連の情報処理において安定した収益を計上できたことが寄与しております。経常利益につきましては、18億71百万円と前期比2億73百万円の増益となりました。さらに、当期純利益は、前期のような大幅な特別損失や法人税等調整額はございませんでしたので、51億49百万円改善し15億29百万円となりました。

事業部門別の売上高といたしましては、情報処理・通信サービス部門は、前期比1億37百万円減の137億31百万円となりました。お客様の業務に直結した事業であり、好不況の波を受けにくいと、サービス業向けの減収があるなか、前期とほぼ横ばいの売上を計上することができました。

ソフトウェア開発部門の売上高は、5億67百万円減の118億52百万円となりました。上期においては、自動車部品メーカー向け開発案件の伸長等ほぼ前期並みの水準を確保しておりましたが、下期に入り、景気の悪化による案件の先送りや規模の縮小等があり、銀行・証券業向け事業が落ち込んだため減収となりました。

システム提供サービス部門の売上高は、前期比18億94百万円減の90億14百万円となりましたが、前期に生じた一時的な増収による減少影響を除くと、6億円程度増加しております。これは、地方自治体向けの導入案件や民間向けシステム提供案件が伸長したことによるものです。

その他システム関連サービスは、3億47百万円減の33億48百万円となりました。

事業部門別売上高

事業部門	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		対前年増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
情報処理・通信サービス	13,868	33.9	13,731	36.2	1.0
ソフトウェア開発	12,419	30.4	11,852	31.2	4.6
システム提供サービス	10,909	26.7	9,014	23.8	17.4
その他システム関連サービス	3,696	9.0	3,348	8.8	9.4
合計	40,894	100.0	37,946	100.0	7.2

業種分野別売上高の動向は次のとおりであります。

業種分野別では、公共分野の売上高は、前期比14.6%減の97億79百万円となりました。前期に例年の規模を上回る地方公共団体向けの福祉関連の制度改正需要があったことの反動に加え、WebRings（用語）のパッケージ部分の売上を使

用料に切替えたことによる影響も減少の要因となりました。

金融分野の売上高は、前期比4.4%減の140億93百万円となりました。その主な原因は、銀行・証券業向け事業の落ち込みによるものですが、損害保険業向け事業は、安定した受注を確保し、好調に推移しており、また、生命保険業向け事業は、前期のような大口の機器販売はなかったにもかかわらず、堅調に推移し、ほぼ前期並みの売上高を確保いたしました。

産業分野の売上高は、前期比4.2%減の140億73百万円となりました。大口のデータセンター関連業務の伸展はありましたが、サービス業向けを中心としたソフトウェア開発案件の落ち込みにより、産業分野全体では減収となりました。

業種分野別売上高

業種分野	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		対前年増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
公 共	11,455	28.0	9,779	25.8	14.6
金 融	14,746	36.1	14,093	37.1	4.4
産 業	14,691	35.9	14,073	37.1	4.2
合 計	40,894	100.0	37,946	100.0	7.2

(2) キャッシュ・フロー

前期に引続き、営業活動によるキャッシュ・フローが大幅に増加いたしました。また、投資活動・財務活動によるキャッシュ・フローをあわせ、現金及び現金同等物は42億38百万円増加し、197億55百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、順調な営業収入により、前期比で24億68百万円増加の70億90百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

関係会社株式の売却による収入などがあり、投資活動により使用した資金は、前期比 4 億61百万円減少の15億57百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当期における配当金の支払いや、自己株式の取得により財務活動に使用した資金は、前期比94百万円減少の12億95百万円となりました。

(用語) WebRings (ウェブリングス)

当社が独自開発したウェブ型の総合行政システムの商標名で、電子自治体を実現するソリューションソフトをいいます。電子自治体に必要な業務を、業界に先駆け、すべてウェブコンピューティング技術で構築いたしました。電子行政へのスムーズな移行はもちろん、従前の汎用機(ホストコンピュータ)やクライアントサーバによる方式に比べ、柔軟性や経済性が飛躍的に向上しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

事業の種類別セグメントを記載していないため当連結会計年度における事業部門別の生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前年同期比(%)
情報サービス		
情報処理・通信サービス(百万円)	13,711	100.7
ソフトウェア開発(百万円)	11,841	96.3
システム提供サービス(百万円)	9,061	91.2
その他システム関連サービス(百万円)	3,354	91.4
合計(百万円)	37,968	96.1

(注) 1. 金額は売価換算によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

事業の種類別セグメントを記載していないため当連結会計年度における事業部門別の受注状況を示すと、次のとおりであります。

区分	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
ソフトウェア開発	10,034	84.6	3,537	75.8
合計	10,034	84.6	3,537	75.8

(注) 1. ソフトウェア開発業務以外につきましては、継続業務が大半であり、サービス内容も多岐にわたり把握することが困難なため、ソフトウェア開発業務についてのみ記載いたしました。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントを記載していないため当連結会計年度における事業部門別の販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	前年同期比(%)
情報サービス		
情報処理・通信サービス(百万円)	13,731	99.0
ソフトウェア開発(百万円)	11,852	95.4
システム提供サービス(百万円)	9,014	82.6
その他システム関連サービス(百万円)	3,348	90.6
合計(百万円)	37,946	92.8

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ジブラルタ生命保険株式会社	4,105	10.0	4,242	11.2

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

高収益企業の確立に向けて、次の8つの課題に取り組んでまいります。

(1) 選択と集中

当社グループの強みを活かした選択的マーケティングを展開し、マーケット別のビジネスモデルを確立し営業基盤を強化いたします。

(2) 技術基盤と生産基盤の確立

市場の要求に応える先端技術に積極的に取り組み、当社グループの得意分野における技術・ノウハウを更に向上し、これを「見える化」することにより技術基盤を確立いたします。受注判定、プロジェクト進捗管理及び品質管理の体制を強化し、生産基盤を確立いたします。

(3) グループ内外との連携による事業基盤の拡大

当社グループ企業間でのシナジー効果を追求するとともに、戦略パートナーの技術ノウハウを活用することで事業基盤を拡大いたします。

(4) 内部統制体制の構築

当社グループの業務プロセスの見直し・標準化を推進し、信頼性、効率性の高いマネジメントシステムを再構築いたします。経営の透明化により企業価値の向上をめざしてまいります。

(5) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティや個人情報保護の更なる徹底を推進し、業界トップ水準の企業をめざしてまいります。当社グループのサービスに対するお客様の信頼を確保いたします。

(6) 活力ある組織構築と人材育成・活用

「仕事に厳しく、人に優しい職場づくり」に向け、社内でのコミュニケーションを活発化し活力ある組織体制を構築いたします。技術、プロジェクト管理、マネジメントなど高収益企業を支える人材育成とその機動的な活用を図ってまいります。

(7) CSRの推進

企業に求められる社会的責任を果たすために、環境保全活動や社会貢献活動などに取り組み、社会の持続可能な発展に寄与してまいります。

(8) 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、情報システムの設計・開発からシステム稼働後の運用・保守までの一貫したソリューション・サービスを提供することを基本戦略と位置付け、当社独自の特色・強みを一層追求・発揮することで、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを図っております。

他方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買付の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社は、社会の諸活動を支えるサービスとして、地方自治体や金融機関などに向け、公共的なサービスの基盤となるインフラストラクチャーとしての情報システムを提供しております。このため、こうしたお客様との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立し、安定的に長期的なサービスを提供できる開発・技術体制、人材体制、設備体制、管理体制、セキュリティ体制および財務体制の実現を図ることが不可欠であり、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことに邁進しておりますが、これらが当社の株式の買付を行う者により十分に理解され、中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社の企業価値の源泉である当社独自の特色・強みは、Web型の総合行政情報システムであるWebRingsに代表される当社のノウハウ、経験の集積である各種ソフトウェアを、特定の業種・業態向けにパッケージまたはツールという形で商品化した「ソリューション・ソフト」をはじめとする各種ソフトウェア資産、ノウハウ、経験の集積である無形の資産にあります。したがって、外部者である買付者から買付の提案を受けた際に、株主の皆様が当社のこうした無形の経営資源の価値を正しく評価し、かかる経営資源に基づく将来の経営計画の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上のための取組み

当社は、平成20年度において、平成21年度から平成23年度までの3カ年にわたる中期経営計画を策定しております。

この中期経営計画では、当社の持続的成長の基礎を固め、当社を取り巻くすべてのステークホルダーの満足を図ること、および、当社の強みを活かし新規事業・新規顧客の開拓に取り組むことを基本方針としております。また、この中期経営計画の達成のため、平成20年度から取り組んでいる事業構造改革を引き続き進めてまいるとともに、具体的には、以下の施策を実行することとしております。

まず、当社の強みである運用業務面では、平成21年度にマネージドセンターを開設し、また同時にネットワーク回線のIX化を図るなど、顧客サービスの充実と競争力のあるデータセンター業務を確立するとともに、一層の運用効率と運用品質の向上に努めてまいります。システム開発業務面では、開発ツール導入により生産性と品質の向上を推進し、また、コアとなるパートナー企業の育成に注力するとともにオフショアの活用を進めてまいります。さらに、品質保証部門の充実を行い不調プロジェクトの撲滅を図ってまいります。

また、受注や売上げの拡大を図るため、当社グループとのシナジー効果を発揮できる戦略的なM & Aを実施し、また、営業人員を増強し、営業スペシャリストの育成にも努めてまいります。また、新規事業の創出に積極的に取り組み、新たな事業基盤を確立するとともに、複数のデータセンターを運営する強みを活かしたBCPビジネスの展開や、当社パッケージソフトウェアのN倍化戦略としてアライアンスの展開も行ってまいります。

その他、今後の当事業を担う人材の育成のため社員教育の充実を図り、今後の少子化社会の到来とオフショア業務の拡大を展望した女性社員や外国人の活用や管理職登用の早期化なども進めてまいります。

当社は、以上の具体的な施策を確実に実行していくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益の更なる向上を図ることができるものと考えます。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を図るため、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本方針を定めております。

(a) 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。

(b) 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことにより、企業活動の透明性を確保する。

(c) 取締役会・監査役（会）による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役（会）の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

また、当社は、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化するために取締役の任期を1年とするとともに、現在の取締役7名のうち1名を社外取締役としております。監査役についても、現在の監査役4名のうち3名を社外監査役としております。

このような役員体制のもと、上記のコーポレート・ガバナンスの基本方針に則り、毎月定例的に開催する取締役会には、社外取締役を含む取締役全員および社外監査役を含む監査役全員が出席し、社外取締役および監査役は、積極的かつ活発に質疑や意見陳述を行っております。

また、会社の業務執行は、取締役会で選任した執行役員が推進する体制としており、執行業務に関する重要事項は、執行役員により構成する経営会議を毎月定例的に開催し、経営計画・組織体制・財務状況・営業状況等について実務的な審議・検討等を行い迅速な経営の意思決定に寄与しております。なお、この経営会議にも監査役は出席しており経営陣による業務執行を十分に監視できるようにしております。

さらに、当社は、社長が直接指示する内部監査部門を設置して業務の適正化を図っており、また、当社会計監査人には適正な会計監査ができる環境を提供し、期中を通じて期末等に偏らない監査を受けております。なお、監

査役は、内部監査部門および会計監査人と十分な連携を図るとともに、毎月定例的に開催する監査役会において直接に業務執行部門から業務遂行状況を聴取するなど、業務執行について適切な監視を行っております。

一方、当社は、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保し、当社業務の適正を確保するため、「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」を平成18年5月25日開催の取締役会で決議しており、この基本方針では、会社法で定められた体制のほか、内部統制上必要と考えられる事項を網羅しております。さらに、毎事業年度末にはこれを検証し、必要に応じ見直しを行い、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記(2)に定める「本プランの骨子」に従った具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件および取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とします。

(2) 本プランの骨子

(a) 本プランの概要

当社は、下記(b)に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）に対し、下記(c)に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等についての情報および検討のための時間を確保します。また、下記(e)(i)の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項など下記(e)(v)に定める内容を有する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てることができるものとします。

(b) 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の もしくは に該当する買付またはこれに類似する行為とします。

当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付

当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(c) 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付等の価額の算定根拠、買付等の資金の裏付け、買付等の後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランの更新に際して定める情報（以下「本必要情報」といいます。）ならびに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出するものとします。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（その詳細については下記(f)参照。以下同じ。）に提供します。独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い、独立委員会の定める回答期限までに追加情報を提出するものとします。

なお、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討ならびに株主に対する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

(d) 独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

上記(c)の情報提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、最長60日間の検討期間（ただし、当該検討期間の終了時まで、下記(e)(i)または(ii)に定める勧告を行うに至らない場合には、必要な範囲で最長60日間延長できるものとし、以下「検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、買付等の内容を改善させるため、直接または当社取締役会等を通じて間接に当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行います。なお、買付者等は、独立委員会が検討期間内において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができます。

(e) 新株予約権無償割当ての実施

(i) 独立委員会による実施の勧告

独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当すると判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。

(A) 買付者等が上記(c)に定める情報提供および検討期間の確保のための手続その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合

(B) 買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等の評価・検討等ならびに買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記1)ないし6)のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合

1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等

(ア) 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

(イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

2) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等

3) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等

4) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等

5) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等

6) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、当社における企業価値の源泉である、当社と顧客との間の継続的な信頼関係もしくは取引関係または当社による顧客に対する安定的かつ長期的なサービスの提供に重大な支障をもたらすおそれのある買付等

ただし、独立委員会は、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(A)および(B)のいずれにも該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止または割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

なお、独立委員会は、上記(A)または(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

(ii) 独立委員会による不実施の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等が、上記(i)の(A)および(B)のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付

等が上記(i)の(A)および(B)のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

(iii) 株主に対する情報開示

当社取締役会または独立委員会は、以下に記載する各事項のうち、独立委員会が適切と認める事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

買付者等が現れた事実

買付者等から買付説明書が提出された事実とその内容の概要

本必要情報が提供された事実とその内容の概要

検討期間が開始した事実

検討期間延長の決議がなされた事実とその理由の概要

独立委員会による勧告の事実とその内容の概要（当該勧告後の事実関係等の変動により当該勧告とは異なる勧告がなされた場合には、当該事実とその内容の概要）

(iv) 当社取締役会による独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記(i)および(ii)による独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

ただし、独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。

当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行います。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行います。

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権無償割当ての議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(v) 新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は以下のとおりとします。

本新株予約権の数

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の2倍に相当する数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式（注8）（社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。）の数は、別途調整がない限り1株とします。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上

限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

本新株予約権の行使条件

次の(ア)から(カ)に規定する者(以下「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使できません。

- (ア) 特定大量保有者(注9)
- (イ) その共同保有者(注10)
- (ウ) 特定大量買付者(注11)
- (エ) その特別関係者
- (オ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ずに譲り受けまたは承継した者
- (カ) 上記(ア)ないし(オ)に該当する者の関連者(注12)

本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

本新株予約権の取得事由

- (ア) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも全ての本新株予約権を無償で取得することができます。
- (イ) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき(別途調整がない限り)当社株式1株を交付することができます。
- (ウ) その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、別途当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

その他

その他の本新株予約権の内容は、別途当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

(f) 独立委員会について

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上の委員により構成され、委員は当社取締役会が、当社社外取締役、当社社外監査役および社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士および学識経験者等)から選任し、公表するものとします。

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

その他、独立委員会に関する事項については、別途当社取締役会において定めるものとします。

(g) 本プランの廃止

当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

(h) その他

上記(a)ないし(g)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランの更新を決定する決議において定めるものとし、

(3) 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、または廃止されるものとし、

- (注) 1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。本項において別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)。本項において同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。本項において同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。本項において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。本項において同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本項において同じとします。
8. 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、本新株予約権の行使により発行される当社株式および本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会開始時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類を指すものとし、
9. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めたと者を含みます。
10. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたと者を含みます。
11. 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注11において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注11において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めたと者を含みます。
12. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めたと者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたと者を含みます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のある主たるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。また、それぞれのリスクについて回避策を講じておりますが、予測されない事態が発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。

(1) 価格競争などの市場環境リスク

当社グループの属する情報サービス産業においては、顧客企業の情報化投資に対する費用対効果要求の高まり、中国、インド等の海外情報サービス企業の参入などにより価格競争の激化傾向が続いております。一方、ネットワーク、ハードウェア、基本ソフトウェアなど現在使用している技術基盤は、情報技術革新により常に陳腐化するリスクを内在しております。これらに対して予想を超える変化が起きた場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このような事態を回避するため、業種業態を絞り込み顧客業務や業界のノウハウを蓄積することで、より付加価値の高いサービスの提供や常に技術革新動向を注視し質の高い技術者の育成に取り組んでおります。

(2) 開発サービス提供で不採算案件が生じるリスク

受注ソフトウェア開発及びソフトウェア製品開発などにおいて納期遅延や品質劣化が発生し、その回復費用により不採算案件が生じるリスクがあります。その発生原因としては、新規領域への参入、新規技術への取り組み、仕事と技術者スキルの不一致、開発物に対するお客様や開発者間での認識不一致、試験不足、ソフトウェア本来の性質のひとつである不完全性の存在などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、ISO9001（注1）などの品質基準を導入するとともに、プロジェクト管理、品質管理の向上と技術者教育に取り組んでおります。

(3) 運用サービス提供に支障が発生するリスク

アウトソーシングなど運用サービスにおいて、システムダウンや回線障害が発生し、お客様の事業が停止もしくは中断した場合、当社が損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用を失墜するリスクがあります。その発生原因としては、災害、ハードウェアの故障、OSやアプリケーションソフトウェアの不具合、運用ミス、停電や回線不通、ウィルスの侵入、ハッカーによる攻撃などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、ISO9001（用語1）の品質基準を導入するとともに、バックアップ機能の充実・運用ツールの強化等の設備投資、運用管理の向上、技術者教育などに継続的に取り組んでおります。

(4) 情報漏洩のリスク

当社は、運用あるいは開発のためにお客様から個人情報や顧客情報を含んだ情報資産をお預かりする場合があります。それらの情報が漏洩した場合、お客様から損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用を失墜するリスクがあります。その発生原因としては、システム設計上または運用上のセキュリティ対策の不備、不正・犯罪、誤操作・過失、障害・災害などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、ISMS（注2）やプライバシーマーク（注3）の認定取得とともに、ISMS（注2）委員会、個人情報保護委員会を設置し責任体制を明確にし、設備、ルール、教育など総合的な対策を実施しております。さらに社外有識者による「アイネス情報セキュリティアドバイザリーボード」を設置し、当社の施策全般についての評価及び提言を受けております。

(5) 財務上のリスク

当社では、長期的な取引関係を維持するために、一部の取引先企業の株式を保有しております。また、余裕資金の安定運用のため金融商品を保有しております。これらの金融資産については、投資先企業の業績や市場環境により、資産価値が変動する場合があります。資産価値が下落した場合には、公正妥当とされる会計基準及び当社の規定する基準に従い、相当額の減損による損失が発生するリスクがあります。金融資産の価格変動リスクに対しては、資産内容の見直し及び余裕資金の安定運用に努めてまいります。

(注1) ISO9001：2000年版

国際標準化機構（ISO）が定めた品質マネジメントシステムの国際規格。従来のISO9001は主に製造品の「品質保証」を規格するものでしたが、2000年版で大きな見直しが行われ、サービス全般に及び「品質向上のための経営管理システム」を規格するものへと強化されています。

(注2) ISMS（アイ・エス・エム・エス）：Information Security Management Systemの略

情報セキュリティ管理の国際標準に基づき作られた情報セキュリティマネジメントシステムの適合評価制度で経済産業省から公表されました。「情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定制度」に替わる新制度で、

最新の技術革新に対応しています。

(注3)プライバシーマーク

個人情報保護に関するJIS（JIS Q 15001:2006個人情報保護マネジメントシステム要求事項）基準に適合し、個人情報の取扱いを適切に行うための体制を整備しているかどうかを、財団法人日本情報処理開発協会と指定機関が審査・認定する制度。

5【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度中において、経営上の重要な契約等はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、急激な変化を続けている社会環境の中で、新たな社会ニーズを見据え、今後の事業の中心となる製品・サービスの研究開発及び長期的成長の基盤となる基礎的研究や新技術の研究に注力しております。なお、当連結会計年度の研究開発活動に要した研究開発費は1億82百万円であります。

(1) 今後の事業の中心となるソリューションサービス及びコアシステムの研究開発

社会、経済の構造が情報をベースとしたものに大きく変化し、今や情報は単なるデータではなく、経営上の重要な資産となりました。情報活用を前提とした新しいビジネスモデルや技術革新により実現・実用可能となる新サービスが続々と誕生しています。当社グループは、このような変化に対応すべく、今後の事業展開において中心となるソリューションサービス及びそのコアシステムを独自の視点で選択し、実用化に向けた研究及び開発を行っております。

・より付加価値の高い情報システムをめざして

ユビキタス社会の基盤ツールとして注目が急速に高まっているRFID（無線ICタグ）技術の実装化に向け実証実験に取り組んでいます。具体的には、資材管理をベースにした実験システムを構築し、距離、移動、同時認識などの性能面での検証や書き換えによる循環利用などの運用面での検証などを行い、その実効性を研究いたしました。また、各事業部と連携を取りながら当社グループが構築・提供している多様な業種・業態向けの情報システムへの活用検討を実施しました。安全性や費用対効果などの課題はあるものの、従来の情報システムの付加価値を高める有望なインターフェースとして今後も研究を続けてまいります。

(2) 長期的成長の基盤となる基礎的研究及び新技術の研究

基礎的な研究や新技術の研究につきましては、長期的な視点を持って当社グループの成長の基盤となることを基本に、当社本社に設置した技術本部において実施しております。必要に応じて国内外の関連学会、研究機関との交流を行い、活発な研究活動を行っております。

・ソフトウェア再利用技術の研究

短期間で品質の高いシステム構築実現に向けてソフトウェア再利用技術の研究開発を継続的に行っております。特に、業務に依存しないシステム共通処理を再利用し易くする「フレームワーク技術」や、ビジネス処理をサービス部品として再利用するSOA（Service Oriented Architectureサービス指向アーキテクチャ）技術の調査・研究を重点的に行っております。

・使いやすさや操作性を向上させる技術の研究

有用なシステムには、必要な「業務機能」と「性能」が備わっているのはもちろんのこと、「使いやすさ、操作性（＝ユーザビリティ）」も重要な要素です。ユーザビリティの向上と改善をめざし、システム開発への「人間中心設計プロセス（ISO13407標準）」の導入手順とユーザビリティの評価/分析手法の研究に取り組んでいます。例えば、Webアプリケーションの操作性を向上させる手法としてリッチ・クライアント技術の調査・研究も行っております。

・ビジネス情報の可視化の研究

広範なビジネスデータを多くの視点から視覚化し、その傾向や特徴を直感的に捉えるための支援技術を、BI（ビジネス・インテリジェンス）のツールとして実用化する応用研究を行っております。また、業務システムに対して、ユーザとの共通理解を深めるための業務プロセスなどのUMLによる視覚化についても実用を含め応用研究を行っております。この成果を応用技術・システムとしてソフトウェア特許の出願を行いました。また、ビジネス情報の可視化ツールは、「クレールスコープ」という名称で商標登録を行っております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態

資産

流動資産は、309億70百万円と12億18百万円増加いたしました。これは、預け金の増加と売掛債権の減少などが主な要因です。固定資産は、長期前払費用ならびに無形固定資産などの減少により、7億22百万円減少し、294億76百万円となりました。

負債

一方、流動負債は、買掛金の減少と未払費用の増加が相殺されて、9百万円増の58億94百万円となりました。固定負債は、退職給付引当金の増加により、3億54百万円増の85億93百万円と、微増となりました。

純資産

純資産につきましては、1億32百万円増の459億59百万円となりました。なお、平成20年6月25日開催の定時株主総会における決議にもとづき、その他資本剰余金の額を38億54百万円減少させ、同額を利益剰余金に振替えました。また、当連結会計年度（以下「当期」という。）において、自己株式の消却を17億39百万円実施いたしました。あわせて、11億35百万円の自己株式の取得を実施しております

設備及びソフトウェア投資

当期においては、10億15百万円の設備投資を実施いたしました。事業構造改革の一環として実施した事業所の再編に伴う投資が主なものです。また、ソフトウェア資産については、地方自治体向けソフトウェアを中心に8億円を投資いたしました。

キャッシュ・フロー

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、順調な営業収入により、前期比で24億68百万円増加の70億90百万円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

関係会社株式の売却による収入などがあり、投資活動により使用した資金は、前期比4億61百万円減少の15億57百万円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期における配当金の支払いや、自己株式の取得により財務活動に使用した資金は、前期比94百万円減少の12億95百万円となりました。

（現金及び現金同等物の当期末残高）

前期に引続き、営業活動によるキャッシュ・フローが大幅に増加いたしました。また、投資活動・財務活動によるキャッシュ・フローをあわせ、現金及び現金同等物は42億38百万円増加し、197億55百万円となりました。

(2) 経営成績

当社グループを取り巻く環境

当期におけるわが国経済は、米国サブプライムローンに端を発した、世界的な不況が深刻化の度合いを増し、米国大手証券会社の破たんを招き、わが国でも自動車産業を始め大幅な在庫・雇用調整が長期化する事態となり、不況は底が見えない状況が続いております。

一方、情報サービス産業を取り巻く環境も、年度前半こそ小康を得ておりましたが、年度後半に入り、システム開発計画の延期や中止はもとより、開発中の案件についても規模の縮小や凍結が行われるなど、前期までの堅調から一転して厳しい状況となりました。

売上高

このような市場環境の下で当社グループは、事業構造改革に着手し、市場環境に柔軟に対応しお客様の動向に応じた機敏に行動できるよう、各営業本部を内包した事業部制を導入いたしました。これにより製販一体となった営業活動が可能となり、当下期には首都圏の地方自治体からの大口受注を確保するなど成果を上げ始めております。組織面では、品質保証部を独立部門とし、また技術部の充実を図り、製造部門においては自己改革を推進することにより、品質の向上と不採算案件の撲滅に努力してまいりました。

これらの結果、当期の業績は、期初より見込んでいた前期に生じた一時的な増収の減少影響に加え、不況によるグループ会社各社の減収により、売上高は、379億46百万円と前期比29億47百万円の減収となりました。

売上原価

売上原価は、売上高の減少に伴い、前期に比べ35億76百万円減少し、316億66百万円となりました。原価率は前期より若干改善し、83.5%となりました。不採算案件の撲滅に注力したことやデータセンター関連の情報処理において安定した収益を計上できたことが寄与しております。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前期に比べ3億72百万円増加し45億4百万円となりました。売上高販管費比率は11.9%と前年同期比1.8%の増加となりました。製品の品質管理や出荷管理を担う品質保証部の機能を強化したことや、事業所再編に伴う支出の増加が主な要因です。

なお、当期の研究開発費は1億82百万円となりました。具体的内容としては、ソフトウェア再利用技術や視覚化技術により統計データを分析・表示するソフトウェア（商品名：クレールスコープ）の実用化研究などに引き続き取り組んでおります。

営業利益

以上の結果、営業利益は17億75百万円と、前期と比較して2億55百万円の増加となりました。

経常利益

営業外損益には、受取利息など1億66百万円の収益と、支払利息など70百万円の費用を計上いたしました。結果、経常利益は18億71百万円と、前期と比較して2億73百万円の増加となりました。

税金等調整前当期純利益

特別利益には、前期まで持分法適用関連会社であったエム・シー・エス㈱の売却に伴う関係会社株式売却益など23百万円を計上しました。一方、特別損失には、事業所の再編に伴って発生した事務所撤去費用など1億11百万円を計上しました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は前期比26億53百万円増の17億83百万円となりました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は前期に比べ51億49百万円改善し、15億29百万円と黒字に転換いたしました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の主なものは事業構造改革の一環として実施した事業所の再編に伴う設備投資、及び生産設備増強を目的としたコンピュータ機器・設備の増強で、総額は10億15百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成21年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員 数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	合計 (百万円)	
赤坂本社 (東京都港区)	情報サービス・ 営業	生産設備・ その他設備	583	279	1,839 (1,231.62)	-	2,703	656
本社 (横浜市都筑区)	管理・情報サー ビス・研究	"	4,048	283	4,443 (9,809.27)	60	8,836	465
高津事業所 (川崎市高津区)	情報サービス	生産設備	1,505	266	1,608 (3,819.55)	-	3,380	163
幕張事業所 (千葉市美浜区)(注2)	情報サービス・ 営業	生産設備・ その他設備	860	1	144 (524.11)	-	1,006	-
関東データセンター (埼玉県越谷市)(注1)	"	生産設備	32	6	- (-)	-	39	11
札幌支社 (札幌市中央区)(注1)	"	"	10	19	- (-)	-	30	26
東北支社 (仙台市青葉区)(注1)	"	"	10	14	- (-)	-	24	21
名古屋支社 (名古屋市中村区)(注1)	"	"	7	17	- (-)	-	25	48
静岡支店 (静岡市葵区)(注1)	"	"	1	0	- (-)	-	2	7
大阪支社 (大阪市中央区)(注1)	"	"	22	75	- (-)	-	97	65
広島支社 (広島市東区)(注1)	"	"	4	34	- (-)	-	39	18
福岡支社 (福岡市中央区)(注1)	"	"	7	15	- (-)	-	23	26
寮・社宅(5ヶ所) (川崎市宮前区 他)	福利厚生施設	その他設備	1,646	1	2,388 (3,521.49)	-	4,036	-
保養所(2ヶ所) (福島県岩瀬郡天栄村他)	"	"	0	-	0 (434.33)	-	1	-
保養所用地(清里) (山梨県北杜市高根町)	"	"	-	-	8 (18,283.89)	-	8	-
保養所用地(嬬恋) (群馬県吾妻郡嬬恋村)	"	"	-	-	2 (496.00)	-	2	-

(2) 国内子会社

平成21年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)アイ・ エス・エス	本社 (川崎市高津区)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	0	15	- (-)	-	16	167
	幕張センター (千葉市美浜区)	情報サービス	生産設備・ その他設備	1	36	- (-)	0	38	7
	寮 (横浜市都筑区)	福利厚生施設	その他設備	513	-	665 (1,629.00)	-	1,178	1
(株)K D S	本社 (東京都港区)(注1)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	3	1	- (-)	-	5	35
	高津事業所 (川崎市高津区)	情報サービス	生産設備	0	0	- (-)	-	0	11
	関東事業所 (埼玉県越谷市)(注1)	"	"	-	0	- (-)	-	0	3
	札幌支社 (札幌市中央区)(注1)	"	"	0	2	- (-)	-	3	14
	東北支社 (仙台市青葉区)(注1)	"	"	0	0	- (-)	-	0	5
	大阪支社 (大阪市中央区)(注1)	"	"	0	1	- (-)	-	1	26
	福岡支社 (福岡市中央区)(注1)	"	"	0	0	- (-)	-	0	3
(株)S K サポー トサービス	本社 (横浜市戸塚区)(注1)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	59	17	- (-)	10	87	14
新日本システ ム・サービス (株)	本社 (大阪市福島区)(注1)	情報サービス	"	22	6	- (-)	-	29	42
	四国営業所 (香川県高松市)(注1)	"	"	-	0	- (-)	-	0	1
(株)I N P M	本社 (横浜市都筑区)	"	"	-	-	- (-)	-	-	7
(株)シー・ オー・シー	本社 (川崎市高津区)	"	"	-	0	- (-)	12	13	8

(注) 1. 連結会社以外の者から賃借により使用している事務所または事業所であります。

2. 建物の一部を連結会社以外の者に賃貸しております。

3. 上記の他、大型コンピュータ、パソコン等を、リースにより使用しております。リース料総額は21億28百万円
であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	175,477,400
計	175,477,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	48,000,000	48,000,000	㈱東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株
計	48,000,000	48,000,000	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. ㈱大阪証券取引所については、平成21年2月26日に上場廃止の申請を行い、同年4月4日に上場廃止となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

平成16年6月25日決議に係るもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,240(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 1,240 1株当たり資本組入額 620	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額

が新株予約権発行の日の取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値）を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（100株とする）を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

2. 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

平成17年6月23日決議に係るもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	738	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	941(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 941 1株当たり資本組入額 471	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 各新株予約権の行使により発行または交付される株式 1 株当たりの払込金額 (以下「払込金額」という。) は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日 (取引が成立しない日を除く。) における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値 (取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値) を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数 (100 株とする) を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行 (新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。) を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(既発行株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{1 株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(既発行株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{array} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

2. 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

平成18年6月23日決議に係るもの
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	918	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	91,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	815(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年8月1日 至平成23年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 815 1株当たり資本組入額 491	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社が適切と考える方法により合理的な範囲内で行使価額を調整を行う。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 会社による新株予約権の取得

当社の株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書の承認、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認、もしくは株式移転の承認がなされたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は無償で新株予約権を取得できる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を喪失した場合、または「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合、当社は無償で新株予約権を取得できる。

平成19年6月26日決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,126	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	112,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	921(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月1日 至平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 921 1株当たり資本組入額 537	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（既発行株式数} \\ \text{- 自己株式数）} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{（既発行株式数 - 自己株式数）} \\ \text{+ 新規発行株式数} \end{array}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年6月25日決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,304	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	130,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	628(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月1日 至平成25年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 628 1株当たり資本組入額 392	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（既発行株式数} \\ \text{- 自己株式数）} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{（既発行株式数 - 自己株式数）} \\ \text{+ 新規発行株式数} \end{array}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年8月15日 (注1)	-	51,895,753	-	31,457	15,374	7,864
平成19年5月15日 (注2)	1,895,753	50,000,000	-	31,457	-	7,864
平成20年4月18日 (注2)	2,000,000	48,000,000	-	31,457	-	7,864

(注) 1. 旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少しております。

2. 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	22	28	199	123	1	6,860	7,233	-
所有株式数 (単元)	-	98,609	1,193	115,662	80,503	6	182,805	478,778	122,200
所有株式数の 割合(%)	-	20.60	0.25	24.16	16.81	0.00	38.18	100	-

(注) 1. 自己株式7,258,361株は「個人その他」に72,583単元及び「単元未満株式の状況」に61株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ3単元及び40株含まれております。

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川4丁目12-7	10,612	22.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,787	9.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,294	4.78
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリュポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	1,202	2.51
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	1,179	2.46
アイネスグループ社員持株会	東京都港区赤坂6丁目11-1	1,092	2.28
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUS ETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,082	2.26
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,028	2.14
タムツー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KI NGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	615	1.28
メロンバンクエヌエーアズエーエージェントフォーイツククライアントメロンオムニバスユーエスペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	402	0.84
計	-	24,297	50.62

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式4,787千株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式2,294千株、シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリュポートフォリオの所有株式1,202千株、資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式1,179千株、ステートストリートバンクアンドトラストカンパニーの所有株式1,082千株及びメロンバンクエヌエーアズエーエージェントフォーイツククライアントメロンオムニバスユーエスペンションの所有株式402千株は、すべて信託業務に係る株式であります。
2. 上記のほか、自己株式が7,258千株あります。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,258,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,619,500	406,195	-
単元未満株式	普通株式 122,200	-	-
発行済株式総数	48,000,000	-	-
総株主の議決権	-	406,195	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アイネス	横浜市都筑区牛久保 3丁目9番2号	7,258,300	-	7,258,300	15.12
計	-	7,258,300	-	7,258,300	15.12

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

平成16年6月25日決議に係るもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5 従業員 55
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値)を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(100株とする)を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

2. 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

平成17年6月23日定時株主総会決議

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 7 従業員 134
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)

は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値)を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(100株とする)を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

2. 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

平成18年6月23日決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 8 従業員 176
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社が適切と考える方法により合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。

3. 会社による新株予約権の取得

当社の株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書の承認、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認、もしくは株式移転の承認がなされたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は無償で新株予約権を取得できる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を喪失した場合、または「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合、当社は無償で新株予約権を取得できる。

平成19年6月26日決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 10 従業員 218
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{(既発行株式数 - 自己株式数)} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{(既発行株式数 - 自己株式数)} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 会社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年6月25日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 執行役員 5 従業員 238
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}} \right)}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 会社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなった

め新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年5月26日)での決議状況 (取得期間 平成20年5月27日～平成20年6月24日)	500,000	400,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	500,000	302,210,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	97,789,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	24.45
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	24.45

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年6月25日)での決議状況 (取得期間 平成20年6月26日～平成20年9月24日)	1,000,000	800,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	300,000	177,975,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	700,000	622,024,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	70.00	77.75
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	70.00	77.75

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年10月23日)での決議状況 (取得期間 平成20年10月24日～平成20年12月24日)	2,000,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	1,509,100	652,311,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	490,900	347,688,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	24.55	34.77
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	24.55	34.77

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	6,619	3,464,143
当期間における取得自己株式	732	381,854

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	2,000,000	1,739,260,000	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	1,848	1,488,894	4	2,994
保有自己株式数	7,258,361	-	7,259,089	-

- (注) 1. 当期間における処理自己株式数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。
2. 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、収益力向上に向けて企業体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの利益還元を充実させていくことが経営の重要課題であると考えております。利益配当につきましては、急速な市場の変化に対応するため財務基盤の充実を勘案しつつ、安定的な成果配分をおこなうことを基本としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。よって、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の利益配当につきましては、業績状況を勘案し、1株当たり10円の配当（うち中間配当3円）、配当総額4億11百万円を実施することを決定しました。当事業年度の配当性向は、連結で27.4%、個別で30.0%となりました。

また、当事業年度における自己株式は、取締役会決議に基づき、2,309千株、11億32百万円を取得し、2,000千株、1,739百万円の消却を実施いたしました。その結果、平成20年度末現在の保有自己株式数は7,258千株、発行済株式総数の15.12%となりました。（詳細は「2 自己株式の取得等の状況」をご参照ください）

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年11月26日 取締役会決議	126	3.00
平成21年6月24日 定時株主総会決議	285	7.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	1,298	1,071	913	939	634
最低(円)	836	731	672	407	253

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月
最高(円)	493	507	462	496	477	584
最低(円)	253	414	387	422	386	414

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役	社長 執行役員	五十嵐 泰彦	昭和21年6月13日生	昭和45年4月 吉沢ビジネスマシズ株式会社入社 昭和46年4月 株式会社日立製作所入社 平成12年1月 同社社会情報システム事業部長 平成13年8月 同社公共システム営業統括本部統括 本部長 平成15年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング 株式会社入社、営業本部長 平成15年6月 同社執行役常務営業本部長 平成17年4月 同社執行役専務 平成20年4月 当社顧問 平成20年6月 当社代表取締役社長（現任）	(注)3	234
取締役	常務執行役員 支社統括 本部長	林 義裕	昭和24年7月25日生	昭和47年4月 株式会社日立製作所入社 平成13年4月 同社公共システム事業部全国公共シ ステム本部長 平成15年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング 株式会社入社、公共社会システム事 業部次長 平成18年4月 同社公共社会システム事業部次長兼 第1公共システム本部長 平成19年4月 当社入社、支社統括本部長 平成19年6月 当社常務取締役支社統括本部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成21年4月 当社取締役常務執行役員支社統括本 部長（現任）	(注)3	52
取締役	常務執行役員	花里 章仁	昭和25年3月2日生	昭和45年11月 当社入社 平成4年4月 当社東北支社長 平成11年3月 当社アプリケーション開発本部第四 システム部長 平成13年8月 当社生保システム本部開発部長 平成15年4月 当社生保システム本部副本部長 平成15年6月 当社金融システム本部長 平成17年6月 当社取締役金融システム本部長 平成19年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	(注)3	117
取締役	常務執行役員 総務本部長	田上 賢三	昭和25年3月28日生	昭和49年4月 日魯漁業株式会社（現 株式会社マ ルハニチコ食品）入社 平成2年11月 株式会社北海道拓殖銀行入行 平成10年3月 当社入社 平成11年4月 当社総務部部長 平成13年7月 当社総務本部総務部長 平成16年4月 当社管理本部長 平成17年6月 当社取締役管理本部長 平成20年6月 当社取締役執行役員管理本部長 平成20年10月 当社取締役常務執行役員 平成21年4月 当社取締役常務執行役員総務本部長 （現任） 平成21年5月 株式会社シー・オー・シー代表取締 役社長（現任）	(注)3	64

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	常務執行役員 営業統括 本部長	花崎 勝吉	昭和25年2月10日生	昭和51年11月 当社入社 平成7年11月 当社営業本部第一営業部長 平成12年11月 当社情報システム本部長 平成13年6月 当社取締役情報システム本部長 平成15年6月 当社取締役技術開発本部長 平成16年4月 当社取締役支社統括本部長 平成17年5月 株式会社シー・オー・シー代表取締役社長 平成21年4月 当社常務執行役員営業統括本部長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長(現任)	(注)3	43
取締役	執行役員 金融システム 事業部長	保垣 宏	昭和27年11月24日生	昭和52年4月 株式会社東京銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成16年5月 同社グローバル情報企画室長 平成18年1月 同行国際事務情報システム部長 平成18年11月 当社入社、金融システム本部副本部長 平成19年6月 当社取締役金融システム本部長 平成20年6月 当社執行役員金融システム本部長 平成20年10月 当社執行役員金融システム事業部長 平成21年6月 当社取締役執行役員金融システム事業部長(現任)	(注)3	49
取締役		諸島 伸治	昭和23年2月20日生	昭和46年4月 株式会社日立製作所入社 平成13年4月 同社システムソリューショングループ金融システム事業部長 平成15年4月 同社情報・通信グループCOO 平成15年6月 同社理事 情報・通信グループCOO 平成16年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社執行役常務 平成17年6月 当社取締役 平成19年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社執行役専務(現任) 平成20年6月 株式会社よみうりコンピュータ代表取締役会長(現任) 平成21年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役		田所 正夫	昭和24年12月17日生	昭和47年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成10年1月 同行東京事務センター所長 平成12年6月 当社顧問 平成12年6月 当社取締役 平成12年11月 当社取締役第一金融システム本部長 平成13年3月 当社取締役金融システム本部長 平成15年6月 当社取締役管理本部長 平成17年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	140
常勤監査役		林 伴親	昭和22年6月13日生	昭和47年4月 大和証券株式会社入社 平成11年2月 同社事業法人資金運用部長 平成11年4月 大和証券S Bキャピタル・マーケット株式会社事業法人資金運用部長 平成12年6月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現 大和S M B Cキャピタル株式会社)執行役員 平成17年4月 同社上席参事 平成18年4月 同社理事 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	20
監査役		角田 大憲	昭和42年1月29日生	平成3年10月 司法試験合格 平成6年4月 東京弁護士会登録、森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)所属 平成13年1月 同事務所パートナー 平成15年3月 中村・角田法律事務所(現 中村・角田・松本法律事務所)参画、パートナー(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役		清水 徹	昭和23年6月15日生	昭和47年4月 株式会社日立製作所入社 平成7年6月 同社電子デバイス事業部経理部長 平成13年4月 日立アジアL T D出向 平成15年4月 同社電力・電機グループ財務本部長 平成17年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社執行役経理部長 平成17年10月 同社執行役財務本部長兼コンプライアンス本部副本部長 平成18年6月 当社監査役(現任) 平成19年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社執行役常務財務本部長(現任)	(注)4	-
計						719

(注)1. 取締役のうち、諸島 伸治は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役のうち、林 伴親、角田 大憲及び清水 徹の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成21年6月24日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

4. 平成19年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

- 5 . 平成21年 6 月24日開催の定時株主総会終結の時から、4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 6 . 当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は、社長 五十嵐 泰彦、常務執行役員 林 義裕（支社統括本部長）、同 花里 章仁、同 田上 賢三（総務本部長）、同 花崎 勝吉（営業統括本部長）、執行役員 保垣 宏（金融システム事業部長）、同 有吉 勇児（産業システム事業部長）、同 中村 光宏（公共システム事業部長）、同 井ノ上 詔一郎（公共システム事業部副事業部長）、同 荒川 忠（技術本部長）の合計10名で構成しております。

- (1) 当社は、平成18年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」に基づき、当社の内部統制システム体制等の整備を行ってまいりました。その後、平成20年4月22日開催の取締役会において、この整備の実施状況を確認し、また、金融商品取引法による財務報告の適正性確保の要求や反社会的勢力による被害を防止する体制整備に関する社会的要請、また、導入を決定した執行役員制度についても本基本方針に反映することが必要であると判断し、これらの観点から本基本方針を見直し、以下のとおり決議いたしました。

取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. アイネス行動規範を遵守し、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
2. 監査室等による内部監査を網羅的かつ継続的に実施し、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
3. 取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会の決定する方針に基づき、法令及び定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、取締役、執行役員及び使用人の遵法精神の向上を図る。
4. 内部通報規程に則り、使用人が社内にて法令及び定款に反する行為を発見したとき、内部通報を容易に行なえる環境の整備改善を図る。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。

取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役及び執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録及び決裁文書を、文書管理規程及びその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
2. 上記の記録及び文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会及び経営会議等の会議体において、取締役、執行役員及び使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合、社長はこれを全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。
2. 社長を委員長とするリスク管理統括委員会がリスク管理全般を統括し、その下部組織としてのコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、I S M S 委員会は、それぞれの担当リスク分野における規程・マニュアル等の整備、教育指導、内部監査を実施する。
3. 危機管理上の有事発生の際には、リスク管理統括委員会の指揮命令のもと、各委員会もしくは新たに設置する対策チームが、この対応にあたる。

財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、取締役または執行役員を委員長とする業務構造改革委員会がその維持・改善の継続を推進する。
2. 財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的な評価する。改善が必要な事項が発見された場合、業務構造改革委員会における検討を経て、すみやかにこれの改善を図る。

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

1. 中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、執行役員の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行なうことで、取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保する。
2. 会社の経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。

当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1.例月開催する子会社報告会を通じ、各子会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行なう。
- 2.主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、当社の基準に基づく業務の適正化を行なう。
- 3.子会社は、リスク管理統括委員会に属する各委員会に参加し、独自に任命する委員の活動を通して、リスク管理体制を構築し、業務の適正を確保する。

監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1.監査室に属する使用人は、監査役のある場合、その指示に従い監査役職務を補助する。
- 2.監査室長は、当該補助業務を統括し、その円滑な遂行を図る。

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1.監査役職務の補助にあたる使用人は、監査役の指示に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを行なう。
- 2.監査役職務の補助にあたる使用人の人事異動及び評価については監査役の同意を要する。

取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1.取締役、執行役員及び使用人は、以下の事項について、監査役会に対し報告を行わなければならない。
 - a. 経営状況に関わる重要な事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - d. コンプライアンス上重要な事項
 - e. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - f. その他、監査役会で定める事項
- 2.監査役は、その判断に基づき、取締役、執行役員及び使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。

その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- 1.監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
- 2.監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。

(2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を定款に設けており、当社は、当該規定に基づき、各社外役員との間で当該契約を締結しております。当該契約において、社外役員は、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとしております。

(4) 取締役の定数

当社は、取締役の員数を20名以内とする旨定款に定めております。

(5) 取締役選解任の決議要件

当社は、取締役の選解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。この理由は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、特別決議事項の審議をより確実に行うためであります。

(7) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めております。

(8) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を市場取引等により取得することができる旨を定款に定めております。これは、株主還元策、ストックオプション代用株、M&A株式交換、単元未満株式買増し請求対応等を目的としております。

3. 内部監査及び監査役監査の状況

(1) 内部監査部門として監査室を設置しております。監査室の人員数は4名であり、社長の直接の指示に従い内部監査室業務を遂行しております。

(2) 監査役監査については、監査役は取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に出席しており、さらに監査役会においては、事業部門、営業部門及び管理部門の各本部長から業務の遂行状況を聴取するなど、取締役の職務執行を十分に監視できる体制をとっております。監査役は、会計監査人または監査室と必要に応じて随時打ち合わせの機会を持つなど情報交換を適宜行い、相互の連携を高めております。

4. 会計監査の状況

会計監査については、新日本有限責任監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類・データ等を可能な範囲ですべて提供するとともに適正な監査ができる環境を整備し、同監査法人は、監査業務が期末に偏ることがないように期中に満遍ない監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 土井 英雄

指定有限責任社員 業務執行社員 尾崎 隆之

(注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名 その他 16名

5. 社外取締役及び社外監査役との関係

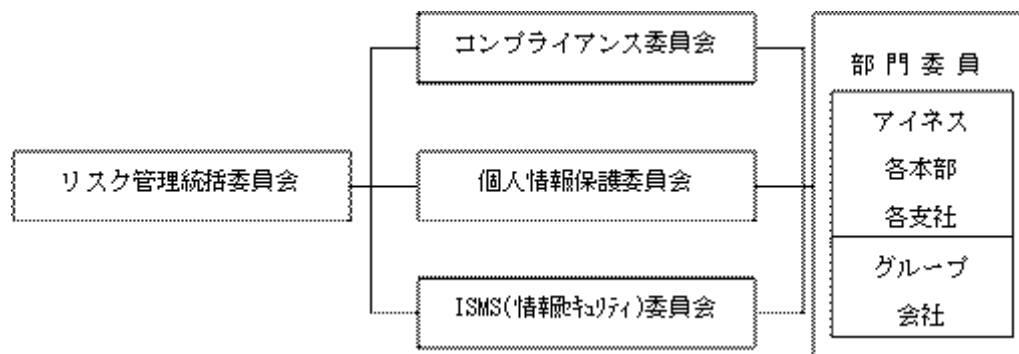
当社の取締役7名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役4名のうち、3名が社外監査役であります。社外取締役1名は、当社の議決権の26.0%を保有するその他の関係会社（日立ソフトウェアエンジニアリング㈱）の執行役兼取締役を、社外監査役のうち1名は、同社の執行役を兼務しております。同社とは、営業上の取引関係がありますとともに、情報サービス事業において競業関係にあります。ただし、当社と社外取締役・社外監査役個人とが特別な利害関係を有するものではありません。

その他の社外監査役2名と当社との間には、特別な利害関係はありません。

・リスク管理体制の確立

1. リスク管理体制の確立

当社を取り巻くさまざまなリスクへの対処としてリスク管理体制を確立しております。社長を委員長とするリスク管理統括委員会を設置し、当社グループのリスク管理方針を決定し、その推進を総括するとともに、危機発生時には最終意思決定機関としてその対応にあっております。経営に重大な影響を与える3つのリスクに注目し、当委員会配下にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、ISMS委員会を設置しております。これらの委員会活動を通じてグループ会社を含めたリスク管理の強化・向上に努めております。



2. 「アイネス情報セキュリティアドバイザリーボード」の設置

当事業の根幹ともいえる個人情報保護や情報セキュリティをさらに徹底強化するため、社長の諮問機関として、社外の有識者による「アイネス情報セキュリティアドバイザリーボード」を設置しております。当ボードは、プライバシーや個人情報保護の権威である学識経験者、個人情報保護や情報システムに蘊蓄の深い弁護士、第一線の情報セキュリティ専門家、消費者・生活者代表など5名の方々から構成されております。年4回の会議を通して、外部からの視点で当社の個人情報保護ならびに情報セキュリティの問題点の指摘と改善点の提言をいただいております。

・役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額 181百万円（うち社外取締役 2百万円）

監査役の年間報酬総額 30百万円（うち社外監査役 18百万円）

上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として、取締役54百万円（うち社外取締役0円）及び監査役5百万円（うち社外監査役3百万円）が含まれております。また、社外取締役を除く取締役6名に対し付与したストックオプションとしての新株予約権1百万円（報酬等としての額）が含まれております。

（注）・使用人兼務取締役7名に対しては、上記報酬等の額のほか、使用人分の給与18百万円及び賞与5百万円を支払っております。

・役員の報酬は事業年度末現在の状況です。

（2）【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	44	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	44	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。また、監査報酬の決定にあたっては、当社監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人により監査を受け、当連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となっております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,490	10,650
受取手形及び売掛金	11,684	8,709
有価証券	85	150
たな卸資産	1,192	-
仕掛品	-	1,050
原材料及び貯蔵品	-	72
前払費用	349	355
繰延税金資産	948	956
預け金	5,000	9,000
その他	27	54
貸倒引当金	26	30
流動資産合計	29,751	30,970
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,595	17,902
減価償却累計額	8,148	8,555
建物及び構築物(純額)	9,446	9,346
工具、器具及び備品	4,302	3,943
減価償却累計額	3,214	2,757
工具、器具及び備品(純額)	1,087	1,186
土地	11,101	11,101
有形固定資産合計	21,635	21,634
無形固定資産		
ソフトウェア	1,639	1,520
その他	47	44
無形固定資産合計	1,686	1,564
投資その他の資産		
投資有価証券	813	695
長期前払費用	910	683
繰延税金資産	3,338	3,258
長期預金	700	600
その他	1,162	1,044
貸倒引当金	49	3
投資その他の資産合計	6,876	6,277
固定資産合計	30,199	29,476
資産合計	59,950	60,446

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,988	1,535
短期借入金	111	99
未払費用	1,293	1,793
未払法人税等	190	133
未払消費税等	337	121
前受金	274	209
賞与引当金	1,064	1,167
役員賞与引当金	4	41
その他	619	792
流動負債合計	5,885	5,894
固定負債		
退職給付引当金	7,725	8,050
役員退職慰労引当金	308	296
その他	204	246
固定負債合計	8,238	8,593
負債合計	14,124	14,487
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,457	31,457
資本剰余金	23,143	17,548
利益剰余金	2,868	2,389
自己株式	6,039	5,434
株主資本合計	45,693	45,960
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24	122
評価・換算差額等合計	24	122
新株予約権	27	46
少数株主持分	81	74
純資産合計	45,826	45,959
負債純資産合計	59,950	60,446

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売上高	40,894	37,946
売上原価	35,243	31,666
売上総利益	5,651	6,279
販売費及び一般管理費	1, 2 4,131	1, 2 4,504
営業利益	1,519	1,775
営業外収益		
受取利息	51	69
受取配当金	13	12
不動産賃貸料	38	37
保険配当金	17	24
持分法による投資利益	17	-
その他	20	22
営業外収益合計	158	166
営業外費用		
支払利息	5	8
不動産賃貸費用	57	52
その他	18	9
営業外費用合計	80	70
経常利益	1,597	1,871
特別利益		
投資有価証券売却益	121	2
関係会社株式売却益	-	14
その他	29	7
特別利益合計	150	23
特別損失		
固定資産除却損	3 41	3 9
投資有価証券売却損	16	-
投資有価証券評価損	95	3
事務所撤去費用	-	3 86
ソフトウェア除却損	144	-
ソフトウェア評価損	2,277	-
その他	40	12
特別損失合計	2,617	111
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	869	1,783
法人税、住民税及び事業税	238	171
法人税等調整額	2,501	88
法人税等合計	2,739	260
少数株主利益又は少数株主損失()	10	6
当期純利益又は当期純損失()	3,619	1,529

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	31,457	31,457
当期末残高	31,457	31,457
資本剰余金		
前期末残高	24,951	23,143
当期変動額		
欠損填補	-	注1 3,854
自己株式の処分	-	0
自己株式の消却	注2 1,808	注2 1,739
当期変動額合計	1,808	5,594
当期末残高	23,143	17,548
利益剰余金		
前期末残高	1,086	2,868
当期変動額		
欠損填補	-	注1 3,854
剰余金の配当	335	126
当期純利益又は当期純損失()	3,619	1,529
当期変動額合計	3,955	5,257
当期末残高	2,868	2,389
自己株式		
前期末残高	6,803	6,039
当期変動額		
自己株式の取得	1,044	1,135
自己株式の処分	-	1
自己株式の消却	注2 1,808	注2 1,739
当期変動額合計	764	604
当期末残高	6,039	5,434
株主資本合計		
前期末残高	50,692	45,693
当期変動額		
欠損填補	-	-
剰余金の配当	335	126
当期純利益又は当期純損失()	3,619	1,529
自己株式の取得	1,044	1,135
自己株式の処分	-	0
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	4,999	267
当期末残高	45,693	45,960

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	66	24
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42	147
当期変動額合計	42	147
当期末残高	24	122
評価・換算差額等合計		
前期末残高	66	24
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	42	147
当期変動額合計	42	147
当期末残高	24	122
新株予約権		
前期末残高	10	27
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	19
当期変動額合計	16	19
当期末残高	27	46
少数株主持分		
前期末残高	71	81
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10	7
当期変動額合計	10	7
当期末残高	81	74
純資産合計		
前期末残高	50,841	45,826
当期変動額		
剰余金の配当	335	126
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,619	1,529
自己株式の取得	1,044	1,135
自己株式の処分	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15	135
当期変動額合計	5,014	132
当期末残高	45,826	45,959

【連結株主資本等変動計算書の欄外注記】

- (注) 1. 平成20年6月の定時株主総会における剰余金処分項目であります。
2. 取締役会決議による自己株式の消却であります。

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	869	1,783
減価償却費	2,461	2,076
賞与引当金の増減額(は減少)	28	102
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	36
退職給付引当金の増減額(は減少)	348	324
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	63	12
受取利息及び受取配当金	65	82
支払利息	5	8
持分法による投資損益(は益)	17	-
投資有価証券売却損益(は益)	104	2
関係会社株式売却損益(は益)	-	14
固定資産除却損	41	9
投資有価証券評価損益(は益)	95	3
ソフトウェア除却損	144	-
ソフトウェア評価損	2,277	-
売上債権の増減額(は増加)	361	2,956
たな卸資産の増減額(は増加)	1,100	69
その他の資産の増減額(は増加)	77	83
仕入債務の増減額(は減少)	580	488
その他の負債の増減額(は減少)	14	307
その他	265	268
小計	4,767	7,266
利息及び配当金の受取額	63	82
利息の支払額	5	8
法人税等の還付額	59	16
法人税等の支払額	262	265
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,622	7,090
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額(は増加)	0	12
長期預金預入による支出	500	-
長期預金払戻による収入	-	100
有形固定資産の取得による支出	491	652
有形固定資産の売却による収入	3	28
無形固定資産の取得による支出	775	819
無形固定資産の売却による収入	-	1
長期前払費用の取得による支出	436	190
投資有価証券の取得による支出	8	192
投資有価証券の売却による収入	191	8
関係会社株式の売却による収入	-	150
短期貸付金の純増減額(は増加)	3	6
その他	2	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,018	1,557

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	8	12
リース債務の返済による支出	-	20
自己株式の取得による支出	1,044	1,135
自己株式の売却による収入	-	0
配当金の支払額	336	127
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,389	1,295
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,214	4,238
現金及び現金同等物の期首残高	14,301	15,516
現金及び現金同等物の期末残高	15,516	19,755

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	子会社6社はすべて連結されております。連結子会社名は(株)KDS、(株)アイ・エス・エス、(株)シー・オー・シー、(株)INPM、(株)SKサポートサービス、新日本システム・サービス(株)であります。	同左
2. 持分法の適用に関する事項	持分法を適用した関連会社は1社、エム・シー・エス(株)であります。また、持分法を適用していない関連会社はありません。	関連会社はありません。前連結会計年度まで、持分法適用関連会社であったエム・シー・エス(株)は、平成20年6月13日に保有する株式の全部を売却したため、持分法適用関連会社に該当しなくなりました。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法</p> <p>貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>原材料及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） （会計処理の変更） 仕掛品については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。 これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)								
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>a. 総合研究所・赤坂本社事務所・高津事業所・幕張事業所の建物及び子会社の建物の一部 定額法</p> <p>b. 特定の契約に基づく専用設備 定額法</p> <p>c. その他の有形固定資産 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～63年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>4～20年</td> </tr> </table> <p>(会計処理の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益はそれぞれ7百万円減少し、税金等調整前当期純損失は7百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益はそれぞれ21百万円減少し、税金等調整前当期純損失は21百万円増加しております。</p>	建物及び構築物	5～63年	工具器具及び備品	4～20年	<p>原材料及び貯蔵品については、従来、最終仕入原価法によっておりましたが、個別物品管理を強化したこと、及び当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 本社(旧 総合研究所)・赤坂本社・高津事業所・幕張事業所の建物及び子会社の建物の一部 同左</p> <p>b. 特定の契約に基づく専用設備 同左</p> <p>c. その他の有形固定資産 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>5～63年</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td>4～20年</td> </tr> </table>	建物及び構築物	5～63年	工具器具及び備品	4～20年
建物及び構築物	5～63年									
工具器具及び備品	4～20年									
建物及び構築物	5～63年									
工具器具及び備品	4～20年									

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p>	<p>無形固定資産</p> <p>a. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>b. 市場販売目的のソフトウェア 見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額。 見込有効期間は3年以内であります。</p> <p>c. その他の無形固定資産 定額法</p> <p>少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却</p> <p>長期前払費用 定額法</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額(実際支給見込基準)を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>b. 市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>c. その他の無形固定資産 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>少額減価償却資産 同左</p> <p>長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(4) 重要なリース取引の 処理方法	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>(会計処理の変更) 「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)が平成21年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>なお、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	<p>連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ1,118百万円、73百万円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
関連会社に対するものは次のとおりであります。	
固定資産：投資有価証券	136百万円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与・賞与・手当 1,927百万円	給与手当及び賞与 2,040百万円
賞与引当金繰入額 166	賞与引当金繰入額 203
退職給付費用 145	退職給付費用 155
福利厚生費 317	役員賞与引当金繰入額 44
研究開発費 208	福利厚生費 325
営業支援費 153	研究開発費 182
	営業支援費 163
2 研究開発費の総額 208百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。	2 研究開発費の総額 182百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。
3 固定資産除却損の内訳	3 固定資産除却損の内訳
建物及び構築物 11百万円	建物及び構築物 2百万円
工具、器具及び備品 29	工具、器具及び備品 4
長期前払費用 0	ソフトウェア 2
計 41	計 9
	事務所撤去費用に含まれる固定資産除却損の内訳
	建物及び構築物 16百万円
	工具、器具及び備品 9
	計 26

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注1)	51,895	-	1,895	50,000
合計	51,895	-	1,895	50,000
自己株式				
普通株式(注2,3)	7,127	1,712	1,895	6,944
合計	7,127	1,712	1,895	6,944

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の減少1,895千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,712千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,707千株、
単元未満株式の買取りによる増加5千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,895千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	27
合計			-	-	-	-	27

平成19年のストック・オプション11百万円は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	335	7.50	平成19年3月31日	平成19年6月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注1)	50,000	-	2,000	48,000
合計	50,000	-	2,000	48,000
自己株式				
普通株式(注2,3)	6,944	2,315	2,001	7,258
合計	6,944	2,315	2,001	7,258

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の減少2,000千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,315千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,309千株、
単元未満株式の買取りによる増加6千株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,001千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少2,000千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	46
合計			-	-	-	-	46

平成20年のストック・オプション13百万円は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年11月26日 取締役会	普通株式	126	3.00	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	285	利益剰余金	7.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
10,490	10,650
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等
59	46
預け金	預け金
5,000	9,000
有価証券(MMF)	有価証券(MMF)
85	150
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
15,516	19,755

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引(借主側)			
1. 借主側				所有権移転外ファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額				リース資産の内容			
				(ア) 有形固定資産			
				工具、器具及び備品であります。			
				(イ) 無形固定資産			
				ソフトウェアであります。			
				リース資産の減価償却の方法			
				連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項			
				「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却 資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
				なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取 引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会 計処理によっており、その内容は次のとおりであります。			
				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額			
		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)			
工具、器具及び 備品		10,408	4,430	5,978			
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
1年内				1年内			
1,891百万円				1,638百万円			
1年超				1年超			
4,420				2,799			
合計				合計			
6,312				4,437			
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額				(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額			
支払リース料				支払リース料			
1,903百万円				2,128百万円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
1,817				2,022			
支払利息相当額				支払利息相当額			
115				135			
(4) 減価償却費相当額の算定方法				(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法によっております。			
(5) 利息相当額の算定方法				(5) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法については、 利息法によっております。				リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差 額を利息相当額とし、各期への配分方法については、 利息法によっております。			

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
2. 貸主側 (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高				2.			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)				
工具、器具及び 備品	0	0	-				
ソフトウェア	0	0	-				
合計	1	1	-				
(2) 受取リース料及び減価償却費							
受取リース料			0百万円				
減価償却費			0				

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成20年3月31日)			当連結会計年度(平成21年3月31日)		
		取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	24	130	105	24	124	100
	(2) 債券						
	国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	142	147	4
	その他	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	-	-	-	-	-	-
	小計	24	130	105	167	271	104
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	462	397	64	511	284	227
	(2) 債券						
	国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	(3) その他	10	10	-	-	-	-
	小計	472	408	64	511	284	227
合計		496	538	41	679	556	122

(注)前連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式95百万円減損処理を行っております。

4. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
78	121	16	10	2	-

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式及び関連会社株式	136	-
その他有価証券		
非上場株式	138	138
MMF	85	150
合計	360	289

6. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	前連結会計年度(平成20年3月31日)				当連結会計年度(平成21年3月31日)			
	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券								
社債	-	-	-	-	-	147	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) その他	-	10	-	-	-	-	-	-
合計	-	10	-	-	-	147	-	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)及び当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社グループではデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社のうち4社は、退職一時金制度を設けております。また、適格退職年金制度を当社及び連結子会社のうち1社で導入しております。

連結子会社における退職給付債務の算定については、簡便法を採用しております。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	9,551	10,007
(2) 年金資産(百万円)	1,760	1,662
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	7,791	8,344
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	358	538
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	-	-
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5) (百万円)	7,433	7,806
(7) 前払年金費用(百万円)	292	244
(8) 退職給付引当金(6)-(7)(百万円)	7,725	8,050

(注) 子会社の退職給付債務の算定にあたっては、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用(百万円)	834	885
(1) 勤務費用(百万円)	611	614
(2) 利息費用(百万円)	215	224
(3) 期待運用収益(減算)(百万円)	34	16
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	42	62

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率(%)	2.5	2.5
(2) 期待運用収益率(%)	2.0	1.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数(年)	10	10

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 16百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 50名	当社取締役 3名 当社従業員 26名	当社取締役 5名 当社従業員 55名	当社取締役 7名 当社従業員 134名	当社取締役 8名 当社従業員 176名	当社取締役 10名 当社従業員 218名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 105,000株	普通株式 73,000株	普通株式 38,600株	普通株式 78,200株	普通株式 97,000株	普通株式 116,200株
付与日	平成14年8月29日	平成15年6月30日	平成16年6月30日	平成17年6月30日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付与日(平成14年8月29日)以降、権利確定日(平成16年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	付与日(平成15年6月30日)以降、権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	付与日(平成16年6月30日)以降、権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成17年6月30日)以降、権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成18年7月31日)以降、権利確定日(平成19年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成19年7月31日)以降、権利確定日(平成20年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。
対象勤務期間	約2年(自平成14年8月29日至平成16年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成14年8月29日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約2年(自平成15年6月30日至平成17年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成15年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成16年6月30日至平成17年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成16年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成17年6月30日至平成18年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成17年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成18年7月31日至平成19年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成18年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成19年7月31日至平成20年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成19年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。
権利行使期間	権利確定後3年間(自平成16年7月1日至平成19年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	権利確定後3年間(自平成17年7月1日至平成20年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成17年7月1日至平成21年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成18年7月1日至平成22年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成19年8月1日至平成23年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成20年8月1日至平成24年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計 年度末	-	-	-	-	95,200	-
付与	-	-	-	-	-	116,200
失効	-	-	-	-	-	1,400
権利確定	-	-	-	-	95,200	-
未確定残	-	-	-	-	-	114,800
権利確定後(株)						
前連結会計 年度末	73,800	64,000	32,200	77,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	95,200	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	73,800	11,000	1,200	1,200	1,200	-
未行使残	-	53,000	31,000	75,800	94,000	-

単価情報

	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	898	872	1,240	941	815	921
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	-	-	-	167	153

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において、付与された平成19年ストック・オプションについて、公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション
株価変動性(注1)	30.4%
予想残存期間(注2)	3年
予想配当(注3)	7.5円/株
無リスク利率(注4)	1.12%

(注) 1. 3年間(平成16年7月から平成19年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、過去の権利行使実績から合理的に見積もることは困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成19年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 19百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 26名	当社取締役 5名 当社従業員 55名	当社取締役 7名 当社従業員 134名	当社取締役 8名 当社従業員 176名	当社取締役 10名 当社従業員 218名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名 当社従業員 238名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 73,000株	普通株式 38,600株	普通株式 78,200株	普通株式 97,000株	普通株式 116,200株	普通株式 131,400株
付与日	平成15年6月30日	平成16年6月30日	平成17年6月30日	平成18年7月31日	平成19年7月31日	平成20年7月31日
権利確定条件	付与日（平成15年6月30日）以降、権利確定日（平成17年6月30日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	付与日（平成16年6月30日）以降、権利確定日（平成17年6月30日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成17年6月30日）以降、権利確定日（平成18年6月30日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成18年7月31日）以降、権利確定日（平成19年7月31日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成19年7月31日）以降、権利確定日（平成20年7月31日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日（平成20年7月31日）以降、権利確定日（平成21年7月31日）まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。
対象勤務期間	約2年（自平成15年6月30日 至平成17年6月30日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成15年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成16年6月30日 至平成17年6月30日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成16年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成17年6月30日 至平成18年6月30日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成17年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成18年7月31日 至平成19年7月31日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成18年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成19年7月31日 至平成20年7月31日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成19年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年（自平成20年7月31日 至平成21年7月31日）。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成20年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。
権利行使期間	権利確定後3年間（自平成17年7月1日 至平成20年6月30日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成17年7月1日 至平成21年6月30日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成18年7月1日 至平成22年6月30日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成19年8月1日 至平成23年7月31日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成20年8月1日 至平成24年7月31日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間（自平成21年8月1日 至平成25年7月31日）。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計 年度末	-	-	-	-	114,800	-
付与	-	-	-	-	-	131,400
失効	-	-	-	-	-	1,000
権利確定	-	-	-	-	114,800	-
未確定残	-	-	-	-	-	130,400
権利確定後(株)						
前連結会計 年度末	53,000	31,000	75,800	94,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	114,800	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	53,000	1,000	2,000	2,200	2,200	-
未行使残	-	30,000	73,800	91,800	112,600	-

単価情報

	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	872	1,240	941	815	921	628
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	-	-	167	153	156

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストック・オプション
株価変動性(注1)	39.2%
予想残存期間(注2)	3年
予想配当(注3)	0.0円/株
無リスク利率(注4)	0.90%

(注) 1. 3年間(平成17年7月から平成20年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、過去の権利行使実績から合理的に見積もることは困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成20年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産	399	319
賞与引当金	438	478
未払事業税	37	31
繰越欠損金	117	-
その他	122	126
小計	1,115	956
評価性引当金	167	-
	948	956
繰延税金資産(固定)		
土地等減損損失	457	457
投資その他の資産	57	67
退職給付引当金	3,115	3,244
役員退職慰労引当金	206	198
繰越欠損金	1,923	1,495
その他	758	589
小計	6,519	6,052
評価性引当金	3,060	2,714
	3,458	3,337
繰延税金負債(固定)		
前払年金費用	101	78
その他有価証券評価差額金	17	0
その他	1	-
	119	78
繰延税金資産(負債)の純額		
繰延税金資産(流動)	948	956
繰延税金資産(固定)	3,338	3,258
	4,287	4,215

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率	40.6	40.6
(調整)		
住民税均等割	4.1	2.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.7	3.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	1.8
持分法投資損益	0.8	-
評価性引当金の増減	347.3	29.4
その他	0.5	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	314.9	14.6

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当連結グループの情報サービス業の売上高、営業利益及び資産の金額は、いずれも全セグメントに占める割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度及び当連結会計年度において、海外売上高がないため該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)	東京都品川区	34,182	ソフトウェアの開発・販売	(被所有) 直接24.7	兼任 2人	システム提供サービス、情報機器等の仕入	システム提供サービス他	220	売掛金	46
その他の関係会社の親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	282,033	電気機械器具の製造・販売	(被所有) 間接24.7	-	情報機器等の仕入	資金の寄託 受取利息	- 38	預け金 -	5,000 -

議決権等の被所有割合の間接は、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)であります。

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引条件につきましては、両社協議の上で個別に決定していますが、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・資金の寄託の取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。また、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

2.上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、預け金以外の期末残高には消費税等を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	282,033	電気機械器具の製造・販売	(被所有) 間接26.0	情報機器等の仕入	資金の寄託 受取利息	4,000 59	預け金 -	9,000 -

議決権等の被所有割合の間接は、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)であります。

(注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引条件につきましては、両社協議の上で個別に決定していますが、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・資金の寄託の取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。また、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,061.84円	1株当たり純資産額	1,125.10円
1株当たり当期純損失金額	81.91円	1株当たり当期純利益金額	36.46円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	3,619	1,529
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(百万円)	3,619	1,529
期中平均株式数(千株)	44,190	41,955
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の 数3,686個)	新株予約権5種類(新株予約権の 数4,386個)

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>平成20年3月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、以下のとおり実施いたしました。</p> <p>1. 消却した株式の種類 普通株式</p> <p>2. 消却した株式の数 2,000,000株(消却前の発行済株式総数の4.00%)</p> <p>3. 消却手続完了日 平成20年4月18日</p> <p>・消却後の発行済株式総数 48,000,000株</p>	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	111	99	6.70	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	33	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	52	-	平成22~25年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	111	185	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	34	13	3	1

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	7,505	10,406	7,962	12,071
税金等調整前四半期純利益 金額又は税金等調整前四半 期純損失()(百万円)	175	777	88	1,092
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額() (百万円)	181	699	70	940
1株当たり四半期純利益金 額又は1株当たり四半期純 損失金額()(円)	4.22	16.50	1.69	23.10

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,062	8,851
受取手形	27	-
売掛金	10,535	8,025
有価証券	85	150
仕掛品	1,064	975
貯蔵品	73	-
原材料及び貯蔵品	-	72
前払費用	319	325
繰延税金資産	858	875
預け金	5,000	9,000
その他	51	60
貸倒引当金	25	28
流動資産合計	27,053	28,308
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,331	16,586
減価償却累計額	7,536	7,902
建物(純額)	8,794	8,683
構築物	253	255
減価償却累計額	191	195
構築物(純額)	61	59
工具、器具及び備品	3,938	3,533
減価償却累計額	2,954	2,455
工具、器具及び備品(純額)	983	1,078
土地	10,436	10,436
有形固定資産合計	20,276	20,257
無形固定資産		
電話加入権	22	22
電信電話専用施設利用権	9	5
ソフトウェア	1,606	1,502
その他	2	2
無形固定資産合計	1,640	1,532

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	668	688
関係会社株式	1,506	1,327
破産更生債権等	49	3
長期前払費用	910	683
繰延税金資産	3,104	3,023
敷金及び保証金	1,102	1,096
長期貸付金	24	30
施設利用会員権	110	99
長期預金	500	500
その他	529	464
貸倒引当金	49	3
投資その他の資産合計	8,456	7,913
固定資産合計	30,373	29,703
資産合計	57,426	58,011
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,766	1,554
未払金	285	372
未払費用	1,168	1,628
未払法人税等	83	63
未払消費税等	293	83
前受金	274	209
預り金	195	211
賞与引当金	910	1,023
役員賞与引当金	-	34
その他	39	69
流動負債合計	5,016	5,252
固定負債		
退職給付引当金	7,280	7,586
役員退職慰労引当金	167	176
その他	204	228
固定負債合計	7,652	7,990
負債合計	12,668	13,242

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,457	31,457
資本剰余金		
資本準備金	7,864	7,864
その他資本剰余金	15,278	9,683
資本剰余金合計	23,143	17,548
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,854	1,273
利益剰余金合計	3,854	1,273
自己株式	6,039	5,434
株主資本合計	44,706	44,845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	122
評価・換算差額等合計	23	122
新株予約権	27	46
純資産合計	44,757	44,769
負債純資産合計	57,426	58,011

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	36,088	33,617
売上原価	31,580	28,374
売上総利益	4,508	5,242
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	53	58
給料手当及び賞与	1,342	1,418
賞与引当金繰入額	157	195
退職給付費用	133	140
役員賞与引当金繰入額	-	34
役員退職慰労引当金繰入額	64	73
福利厚生費	261	271
旅費及び交通費	78	93
運搬費	41	37
水道光熱費	37	60
賃借料	58	104
減価償却費	56	63
研究開発費	143 ¹	85 ¹
事務電算処理費	29	34
営業支援費	153	163
瑕疵修理・無償保守費	23	18
貸倒引当金繰入額	0	3
その他	824	936
販売費及び一般管理費合計	3,460	3,795
営業利益	1,047	1,446
営業外収益		
受取利息	45	65
有価証券利息	2	0
受取配当金	80 ³	73 ³
不動産賃貸料	151 ³	161 ³
その他	30	40
営業外収益合計	311	340
営業外費用		
支払利息	-	1
不動産賃貸費用	146 ³	141 ³
その他	18	8
営業外費用合計	165	151
経常利益	1,193	1,636
特別利益		
投資有価証券売却益	121	2
その他	6	6
特別利益合計	127	8

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	2 41	2 6
投資有価証券売却損	16	-
投資有価証券評価損	95	3
関係会社株式評価損	-	27
事務所撤去費用	-	2 86
ソフトウェア除却損	144	-
ソフトウェア評価損	2,277	-
その他	40	10
特別損失合計	2,617	135
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	1,296	1,509
法人税、住民税及び事業税	31	30
法人税等調整額	2,550	79
法人税等合計	2,581	109
当期純利益又は当期純損失 ()	3,877	1,400

【製造原価（売上原価）明細書】

区分	注記 番号	第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第47期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
		金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)	
労務費	1		10,369	33.7		10,542	37.1	
外注費			10,348	33.6		9,383	33.0	
機器材料費			2,255	7.3		1,349	4.8	
経費								
1. 機械賃借料			3,673			3,565		
2. 減価償却費			1,792			1,513		
3. その他			2,330	7,795	25.4	2,054	7,132	25.1
当期総製造費用				30,769	100.0		28,407	100.0
期首仕掛品				2,401			1,064	
計				33,170			29,472	
他勘定振替高	2		1,325			642		
期末仕掛品			1,064			975		
ソフトウェア償却高			800			520		
当期製品製造原価				31,580			28,374	

(注)

第46期	第47期																																
<p>1. 労務費には次の費目が含まれております。</p> <table> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>752百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>631</td> </tr> </table>	賞与引当金繰入額	752百万円	退職給付費用	631	<p>1. 労務費には次の費目が含まれております。</p> <table> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>827百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>672</td> </tr> </table>	賞与引当金繰入額	827百万円	退職給付費用	672																								
賞与引当金繰入額	752百万円																																
退職給付費用	631																																
賞与引当金繰入額	827百万円																																
退職給付費用	672																																
<p>2. 他勘定振替高の内容は次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ソフトウェア</td> <td>987</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 研究開発費</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td> 営業支援費</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td> 瑕疵修理費・無償保守費</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,325</td> </tr> </table>	固定資産		ソフトウェア	987	販売費及び一般管理費		研究開発費	72	営業支援費	153	瑕疵修理費・無償保守費	23	その他	89	計	1,325	<p>2. 他勘定振替高の内容は次の通りであります。</p> <table> <tr> <td>固定資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ソフトウェア</td> <td>367</td> </tr> <tr> <td>販売費及び一般管理費</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 研究開発費</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td> 営業支援費</td> <td>163</td> </tr> <tr> <td> 瑕疵修理費・無償保守費</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>642</td> </tr> </table>	固定資産		ソフトウェア	367	販売費及び一般管理費		研究開発費	20	営業支援費	163	瑕疵修理費・無償保守費	18	その他	73	計	642
固定資産																																	
ソフトウェア	987																																
販売費及び一般管理費																																	
研究開発費	72																																
営業支援費	153																																
瑕疵修理費・無償保守費	23																																
その他	89																																
計	1,325																																
固定資産																																	
ソフトウェア	367																																
販売費及び一般管理費																																	
研究開発費	20																																
営業支援費	163																																
瑕疵修理費・無償保守費	18																																
その他	73																																
計	642																																
<p>3. 原価計算の方法 プロジェクト別個別原価計算</p>	<p>3. 原価計算の方法 同左</p>																																
<p>4. 当社では事業の性質上、原則として製品在庫を持ちませんので「当期製品製造原価」は「売上原価」と一致します。従って損益計算書では「当期製品製造原価」の表示はおこなわず「売上原価」として表示しております。</p>	<p>4. 同左</p>																																

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	31,457	31,457
当期末残高	31,457	31,457
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	7,864	7,864
当期末残高	7,864	7,864
その他資本剰余金		
前期末残高	17,086	15,278
当期変動額		
欠損填補	-	注1 3,854
自己株式の処分	-	0
自己株式の消却	注2 1,808	注2 1,739
当期変動額合計	1,808	5,594
当期末残高	15,278	9,683
資本剰余金合計		
前期末残高	24,951	23,143
当期変動額		
欠損填補	-	注1 3,854
自己株式の処分	-	0
自己株式の消却	注2 1,808	注2 1,739
当期変動額合計	1,808	5,594
当期末残高	23,143	17,548
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	358	3,854
当期変動額		
欠損填補	-	注1 3,854
剰余金の配当	335	126
当期純利益又は当期純損失()	3,877	1,400
当期変動額合計	4,213	5,128
当期末残高	3,854	1,273
利益剰余金合計		
前期末残高	358	3,854
当期変動額		
欠損填補	-	注1 3,854
剰余金の配当	335	126
当期純利益又は当期純損失()	3,877	1,400
当期変動額合計	4,213	5,128
当期末残高	3,854	1,273

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
自己株式		
前期末残高	6,803	6,039
当期変動額		
自己株式の取得	1,044	1,135
自己株式の処分	-	1
自己株式の消却	注2 1,808	注2 1,739
当期変動額合計	764	604
当期末残高	6,039	5,434
株主資本合計		
前期末残高	49,964	44,706
当期変動額		
欠損填補	-	-
剰余金の配当	335	126
当期純利益又は当期純損失()	3,877	1,400
自己株式の取得	1,044	1,135
自己株式の処分	-	0
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	5,257	138
当期末残高	44,706	44,845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	64	23
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40	146
当期変動額合計	40	146
当期末残高	23	122
評価・換算差額等合計		
前期末残高	64	23
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	40	146
当期変動額合計	40	146
当期末残高	23	122
新株予約権		
前期末残高	10	27
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16	19
当期変動額合計	16	19
当期末残高	27	46

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	50,039	44,757
当期変動額		
剰余金の配当	335	126
当期純利益又は当期純損失()	3,877	1,400
自己株式の取得	1,044	1,135
自己株式の処分	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23	127
当期変動額合計	5,281	11
当期末残高	44,757	44,769

【株主資本等変動計算書の欄外注記】

- (注) 1. 平成20年6月の定時株主総会における剰余金処分項目であります。
2. 取締役会決議による自己株式の消却であります。

【重要な会計方針】

項目	第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第47期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(1) 仕掛品 個別法による原価法</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(1) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (会計処理の変更) 仕掛品については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 原材料及び貯蔵品については、従来、最終仕入原価法によっておりましたが、個別物品管理を強化したこと、及び当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

項目	第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第47期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
3. 固定資産の 減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 総合研究所・赤坂本社事務所・高津事業所及び幕張事業所の建物 定額法 特定の契約に基づく専用設備 定額法 その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 5～63年 工具器具及び備品 4～20年 (会計処理の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益はそれぞれ4百万円減少し、税引前当期純損失は4百万円増加しております。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益はそれぞれ19百万円減少し、税引前当期純損失は19百万円増加しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 市場販売目的のソフトウェア 見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額。 見込有効期間は3年以内であります。 その他の無形固定資産 定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 本社(旧 総合研究所)・赤坂本社・高津事業所及び幕張事業所の建物 同左 特定の契約に基づく専用設備 同左 その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 5～63年 工具器具及び備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 同左 市場販売目的のソフトウェア 同左 その他の無形固定資産 同左</p>

項目	第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第47期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(3) 少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、翌事業年度の役員賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(4) 少額減価償却資産 同左</p> <p>(5) 長期前払費用 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p>

項目	第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第47期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>5. リース取引の処理方法</p> <p>6. その他財務諸表作成のための重要な事項</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(会計処理の変更)</p> <p>「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)が平成21年3月31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>なお、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理方法 同左</p>

【会計処理方法の変更】

第46期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第47期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第46期(平成20年3月31日)	第47期(平成21年3月31日)																																
<p>関係会社に係る注記</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">126百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">5,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産</td> </tr> <tr> <td>敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">744</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">392</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">103</td> </tr> </table>	流動資産		売掛金	126百万円	預け金	5,000	固定資産		敷金及び保証金	744	流動負債		買掛金	392	未払費用	103	<p>関係会社に係る注記</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">73百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">9,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産</td> </tr> <tr> <td>敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">744</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">340</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">64</td> </tr> </table>	流動資産		売掛金	73百万円	預け金	9,000	固定資産		敷金及び保証金	744	流動負債		買掛金	340	未払費用	64
流動資産																																	
売掛金	126百万円																																
預け金	5,000																																
固定資産																																	
敷金及び保証金	744																																
流動負債																																	
買掛金	392																																
未払費用	103																																
流動資産																																	
売掛金	73百万円																																
預け金	9,000																																
固定資産																																	
敷金及び保証金	744																																
流動負債																																	
買掛金	340																																
未払費用	64																																

(損益計算書関係)

第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第47期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																		
<p>1. 研究開発費の総額 143百万円</p> <p>当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>2. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <p>固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">29</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">41</td> </tr> </table> <p>3. 関係会社に係る注記</p> <p>営業外収益の受取配当金80百万円の内67百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外収益の不動産賃貸料151百万円の内113百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外費用の不動産賃貸費用146百万円の内89百万円は、関係会社との取引により発生した費用であります。</p>	建物及び構築物	11百万円	工具、器具及び備品	29	計	41	<p>1. 研究開発費の総額 85百万円</p> <p>当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>2. 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <p>固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6</td> </tr> </table> <p>事務所撤去費用に含まれる固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26</td> </tr> </table> <p>3. 関係会社に係る注記</p> <p>営業外収益の受取配当金73百万円の内60百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外収益の不動産賃貸料161百万円の内124百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外費用の不動産賃貸費用141百万円の内89百万円は、関係会社との取引により発生した費用であります。</p>	建物	2百万円	工具、器具及び備品	4	計	6	建物	16百万円	工具、器具及び備品	9	計	26
建物及び構築物	11百万円																		
工具、器具及び備品	29																		
計	41																		
建物	2百万円																		
工具、器具及び備品	4																		
計	6																		
建物	16百万円																		
工具、器具及び備品	9																		
計	26																		

(株主資本等変動計算書関係)

第46期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注1, 2)	7,127	1,712	1,895	6,944
合計	7,127	1,712	1,895	6,944

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,712千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,707千株、単元未満株式の買取りによる増加5千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,895千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

第47期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注1, 2)	6,944	2,315	2,001	7,258
合計	6,944	2,315	2,001	7,258

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,315千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,309千株、単元未満株式の買取りによる増加6千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,001千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少2,000千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

(リース取引関係)

第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第47期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. 借主側</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">10,148</td> <td style="text-align: center;">4,286</td> <td style="text-align: center;">5,861</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,736百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4,193</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,930</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,849百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,766</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">112</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	10,148	4,286	5,861	1年内	1,736百万円	1年超	4,193	合計	5,930	支払リース料	1,849百万円	減価償却費相当額	1,766	支払利息相当額	112	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 工具、器具及び備品であります。</p> <p>(イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">8,921</td> <td style="text-align: center;">4,799</td> <td style="text-align: center;">4,121</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">1,604百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,754</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,358</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,083百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,979</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">133</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	8,921	4,799	4,121	1年内	1,604百万円	1年超	2,754	合計	4,358	支払リース料	2,083百万円	減価償却費相当額	1,979	支払利息相当額	133
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																						
工具、器具及び備品	10,148	4,286	5,861																																						
1年内	1,736百万円																																								
1年超	4,193																																								
合計	5,930																																								
支払リース料	1,849百万円																																								
減価償却費相当額	1,766																																								
支払利息相当額	112																																								
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																						
工具、器具及び備品	8,921	4,799	4,121																																						
1年内	1,604百万円																																								
1年超	2,754																																								
合計	4,358																																								
支払リース料	2,083百万円																																								
減価償却費相当額	1,979																																								
支払利息相当額	133																																								

第46期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)				第47期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			
2. 貸主側 (1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高				2.			
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)				
工具、器具及び 備品	0	0	-				
ソフトウェア	0	0	-				
合計	1	1	-				
(2) 受取リース料及び減価償却費							
受取リース料				0百万円			
減価償却費				0			

(有価証券関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)及び当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	第46期 (平成20年3月31日)	第47期 (平成21年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産	399	319
賞与引当金	415	467
未払事業税	27	25
繰越欠損金	117	-
その他	64	62
小計	1,025	875
評価性引当金	167	-
	858	875
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	745	409
土地等減損損失	457	457
投資その他の資産	57	67
退職給付引当金	2,955	3,079
役員退職慰労引当金	67	71
繰越欠損金	1,776	1,324
その他	91	255
小計	6,152	5,667
評価性引当金	2,913	2,544
	3,239	3,122
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	16	-
その他	118	99
	134	99
繰延税金資産(負債)の純額		
繰延税金資産(流動)	858	875
繰延税金資産(固定)	3,104	3,023
	3,962	3,899

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	第46期 (平成20年3月31日)	第47期 (平成21年3月31日)
法定実効税率	40.6	40.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4	4.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.3	3.7
住民税均等割	2.3	1.9
評価性引当金増減	235.8	35.5
その他	0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	199.1	7.3

(1株当たり情報)

第46期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第47期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,038.90円	1株当たり純資産額 1,097.71円
1株当たり当期純損失金額 87.76円	1株当たり当期純利益金額 33.37円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第47期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	3,877	1,400
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(百万円)	3,877	1,400
期中平均株式数(千株)	44,190	41,955
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数 3,686個)	新株予約権5種類(新株予約権の数 4,386個)

(重要な後発事象)

第46期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第47期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>平成20年3月27日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、以下のとおり実施いたしました。</p> <p>1. 消却した株式の種類 普通株式</p> <p>2. 消却した株式の数 2,000,000株(消却前の発行済株式総数の4.00%)</p> <p>3. 消却手続完了日 平成20年4月18日</p> <p>・消却後の発行済株式総数 48,000,000株</p>	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	446,500	212
(株)データ・アプリケーション	2,200	121		
(株)りそなホールディングス	55,000	72		
(株)DACS	50,000	72		
(株)東京海上日動コミュニケーションズ	390	19		
その他 8 銘柄	29,550	42		
計			583,640	541

【債券】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
		マイクロファイナンス・インターナショナル・コーポレーション転換社債	142	147
計			142	147

【その他】

有価証券	その他 有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(投資信託受益証券) ダイワMMF(マネー・マネージメント・ファンド)	150,907,635	150
計			150,907,635	150

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,331	339	84	16,586	7,902	381	8,683
構築物	253	2	-	255	195	4	59
工具、器具及び備品(注1)	3,938	573	979	3,533	2,455	402	1,078
土地	10,436	-	-	10,436	-	-	10,436
有形固定資産計	30,959	915	1,064	30,811	10,553	788	20,257
無形固定資産							
電話加入権	22	-	-	22	-	-	22
電信電話専用施設利用権	200	-	-	200	195	3	5
ソフトウェア(注2、3)	5,913	795	1,018	5,690	4,187	851	1,502
その他	15	-	-	15	13	0	2
無形固定資産計	6,151	795	1,018	5,928	4,396	855	1,532
長期前払費用	1,620	179	461	1,337	654	334	683
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 工具、器具及び備品の当期減少額の主なものは、資産の一部売却であります。

2. ソフトウェアの当期増加額の主なものは、仕掛品からソフトウェアへの振替高327百万円であります。

3. ソフトウェアの当期減少額の主なものは、償却終了資産の減価償却累計額との相殺であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注)	74	19	46	16	32
賞与引当金	910	1,023	910	-	1,023
役員賞与引当金	-	34	-	-	34
役員退職慰労引当金	167	73	65	-	176

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額16百万円及び債権の回収による取崩額0百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成21年3月31日現在)における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1
預金	
当座預金	7
普通預金	7,821
定期預金	1,020
別段預金	0
郵便貯金	1
小計	8,850
合計	8,851

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
草加市役所	443
ジブラルタ生命保険㈱	414
松戸市役所	410
東京海上日動火災保険㈱	381
プルデンシャル・システムズ・ジャパン㈱	377
その他	5,997
合計	8,025

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
					$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
10,535	35,297	37,808	8,025	82.5	96

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．仕掛品

品目	金額（百万円）
情報処理・通信サービス	49
ソフトウェア開発	313
システム提供サービス	470
その他システム関連サービス	14
購入製品	127
合計	975

二．原材料及び貯蔵品

区分	金額（百万円）
貯蔵品	
カード・用紙	72
合計	72

ホ．預け金

相手先	金額（百万円）
(株)日立製作所	9,000
合計	9,000

固定資産

繰延税金資産

繰延税金資産は、3,023百万円であり、その内容については「2 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

流動負債

買掛金

相手先	金額（百万円）
(株)アイ・エス・エス	210
富士通(株)	155
(株)K D S	93
パナソニックシステムソリューション(株)	80
日本電子計算機(株)	33
その他	981
合計	1,554

固定負債

退職給付引当金

区分	金額（百万円）
退職給付債務	9,441
年金資産	1,561
未認識数理計算上の差異	538
前払年金費用	244

区分	金額（百万円）
合計	7,586

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.ines.co.jp/ir/koukoku.html
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 会社法第166条第1項の規定による請求を行う権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第46期）（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）平成20年6月25日 関東財務局長に提出

(2)有価証券報告書の訂正報告書

平成21年6月19日 関東財務局長に提出。

平成19年6月26日に関東財務局長に提出した有価証券報告書（第45期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日））の訂正報告書であります。

平成21年6月19日 関東財務局長に提出。

平成20年6月25日に関東財務局長に提出した有価証券報告書（第46期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日））の訂正報告書であります。

(3)四半期報告書及び確認書

（第47期第1四半期）（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）平成20年8月8日 関東財務局長に提出

（第47期第2四半期）（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）平成20年11月12日 関東財務局長に提出

（第47期第3四半期）（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）平成21年2月12日 関東財務局長に提出

(4)自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成20年3月1日至平成20年3月31日）平成20年4月14日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年4月1日至平成20年4月30日）平成20年5月14日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年5月1日至平成20年5月31日）平成20年6月12日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年6月1日至平成20年6月30日）平成20年7月14日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年7月1日至平成20年7月31日）平成20年8月14日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年8月1日至平成20年8月31日）平成20年9月10日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年9月1日至平成20年9月30日）平成20年10月14日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年10月1日至平成20年10月31日）平成20年11月12日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年11月1日至平成20年11月30日）平成20年12月12日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成20年12月1日至平成20年12月31日）平成21年1月14日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 土井 英雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土井 英雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 隆之
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイネスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アイネスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 土井 英雄

指定社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネスの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土井 英雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。